

千葉県いじめ未然防止事業 成果報告書

主題：いじめを未然に防ぐ児童生徒の育成

－いじめの正しい理解・傍観者からの脱却と自己肯定感の向上を中心に－



千葉県教育委員会

いじめの未然防止に向けた取組の充実に向けて

平成25年にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が施行され、いじめに対する積極的な認知の必要性が広まるとともに、同年に「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されました。本県においても、平成26年2月に「千葉県いじめ防止対策推進条例」が制定され、同年8月には、千葉県・千葉県教育委員会として「千葉県いじめ防止基本方針」を策定しました。さらに、国においては平成29年に、法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するための「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められました。

こうした大きな枠組みの中で、各学校のいじめに対する認識は、それまで以上に高まりを見せ、積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加傾向が続いています。国が行う「児童生徒の不登校・問題行動等の生徒指導上の諸課題に関する調査」において、本県のいじめの認知件数は平成26年度の25,811件に対し、令和6年度には54,724件と、この10年の間に2倍以上の件数となっており、積極的な認知による増加として肯定的に受け止めることができる一方で、それだけ学校現場においていじめが頻繁に起きてしまっていることの証とも言えます。

こうした状況において、積極的にいじめの認知を進めることは継続しつつ、教職員一人一人のいじめ防止に対する生徒指導力の向上を図ることとともに、学校に求められる対策として、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」においては、次の4点が挙げられています。

- ①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有
- ②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ③事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- ④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うこと

この度、県教育委員会では、文部科学省における「いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業」として、特に上記の③及び④を念頭に、いじめの未然防止教育に焦点を当て「いじめを行わない資質能力」の獲得、「コミュニケーションスキル・自己有用感・自己肯定感」の向上を2つの柱として研究を進める機会を得ました。

「いじめを行わない資質能力」の獲得は、いじめる心理やいじめの構造の理解、またいじめの法的視点からの理解をとおして、児童生徒がいじめを客観的に自分事として捉え、考え、議論する中で、具体的な場面でいじめを行わない、傍観者から脱却していじめを抑止し、告発する存在として資質能力を高めていくことをねらいとしています。

また、「コミュニケーションスキル・自己有用感・自己肯定感」の向上は、自己表現や他者理解等を目指したグループエンカウンター、ロールプレイなどを含めた異学年・異校種交流等をとおして、自分とともに相手も大切にする人権尊重の精神を育む、日常の発達支持的かつ課題予防的生徒指導を推進することで、いじめを生まない学校づくりを目指すことをねらいとしています。

本研究が、いじめを未然に防止する効果的な方策の一つとなり、本県の全ての児童生徒にとって真に、いじめのない安全・安心な学校づくりが進むことを期待しております。

最後に、本研究の推進にあたり、多大な御協力をいただいた有識者等の皆様、また関係協力校の先生方に対し、厚く感謝を申し上げます。

令和8年2月

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長 志村 修一

もくじ

I	研究の概要	… 1
II	学校におけるいじめ未然防止対策	… 5
III	いじめ未然防止につながる地域や保護者との連携	… 1 0
IV	教職員研修	… 1 4
V	模擬授業	… 2 2
VI	指導案	… 3 2
	小学校低学年用	… 3 3
	小学校中学年用	… 3 8
	小学校高学年用	… 4 7
	中学校用	… 5 5
	高等学校用	… 6 2
VII	研究のまとめ	… 7 1
VIII	法令等	… 7 4
IX	アンケート結果と考察	… 7 6

I 研究の概要

I 研究の概要

1 研究の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである¹。

そのため、本県では、いじめ防止対策推進法を受け、平成26年に千葉県いじめ防止対策推進条例及び千葉県いじめ防止基本方針を制定し、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応のため総合的な施策を進めているところである。

令和6年度の「いじめの認知件数」については、全国で3番目に多い5万4724件であり、前年度比269件の増である。近年の状況を見ると、千葉県公立小・中・高等学校・特別支援学校における件数は約10年間で2倍以上となっている。これは、各学校において、いじめの定義への理解を深め、軽微なものも見逃さずに積極的に認知し、対応しているためと考えられる。

しかし、いじめ発見のきっかけは、児童生徒へのアンケート調査などによるものが大多数である。積極的な認知や初期対応の成果により重大事態件数は減少（R6：52件、R5：102件²）しているものの、いじめを認知した時点で、既に重大事態に陥っているケースも多い。

定期的にアンケートを実施しているが、必ずしも児童生徒の問題に即時的に対応できないことや、いじめが児童生徒の心身に深刻な被害をもたらすことを鑑みれば、いじめの発生を未然に防ぐことができるかが喫緊の課題である。

また、小学校の認知件数の数値が高く、いじめの態様では、冷やかしのからかいが最も多くを占めている。これは、金銭の要求や暴力などの明らかな加害行為ではなく、いじめとの境界線が不明確な、いわゆる「いじり」などから始まる事例が多いことや、そうしたいじめの場における傍観者の存在も重要な課題であることを示唆している³。「いじめとは何か」という知的理解、様々な場面でいじめを未然に防止する力、また、起こっているいじめを感知し、児童生徒自身が傍観者であり続けることなく早期に解決につなげる力等を育めるよう、発達段階に応じた指導が必要であると考え当事業を開始した。

2 研究の観点

上記の課題を解決するための観点として、以下の2つの柱を、児童生徒に身に付けさせたい「いじめ防止の力」として想定した（図1）。

A いじめを行わない資質能力

B コミュニケーションスキル・自己有用感・自己肯定感

Aは児童生徒が主にいじめを知的に理解することで、いじめを好ましくないことと捉え、いじめを防止していくことを目指すものである。

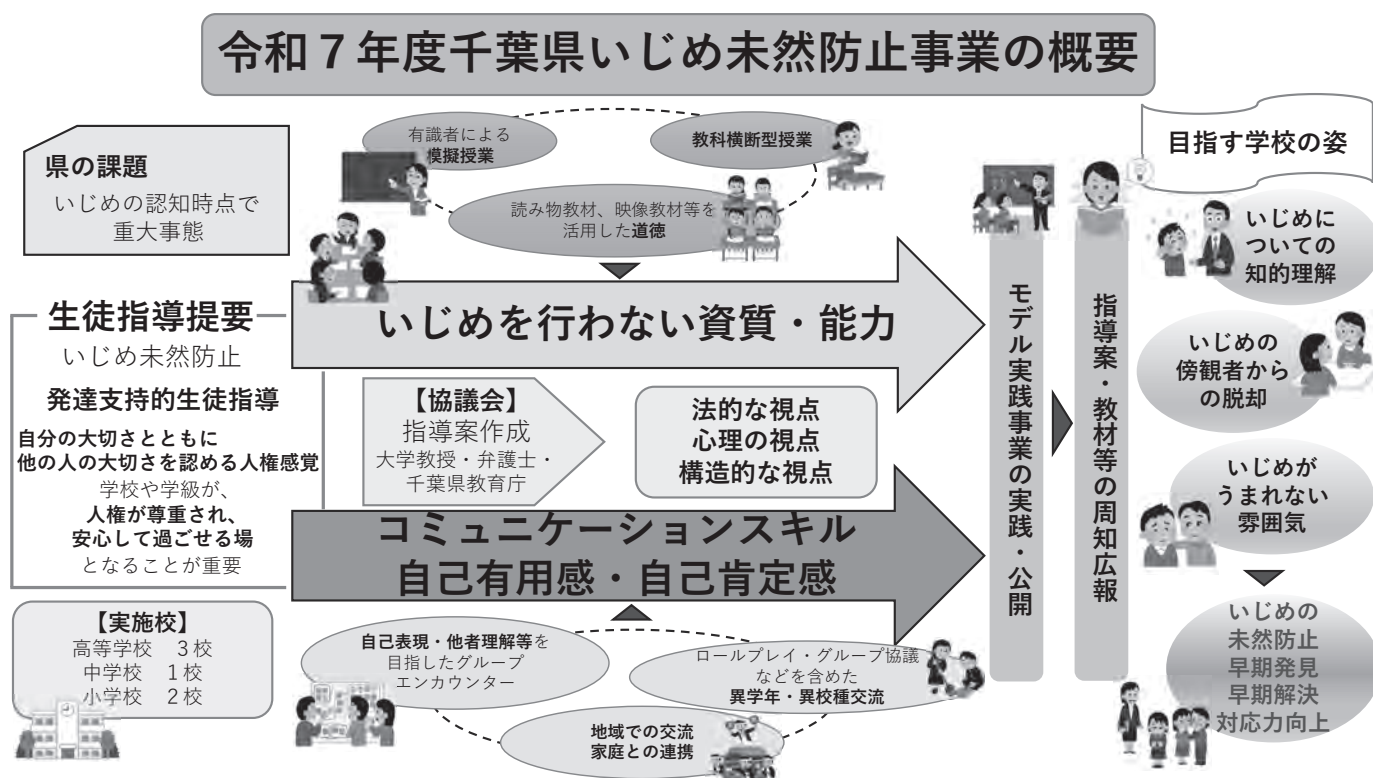
¹ 文部科学省「いじめ防止のための基本的な方針」（2013.10）

² （千葉県教育委員会「令和6年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』の概要について」2025.10）

³ こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」（2025.11）

具体的手段としては、①有識者による模擬授業、②読み物教材、映像教材等を活用した特別の教科道徳、教科横断型授業などが挙げられる。

【図 1】



一方、Bは児童生徒がコミュニケーションスキルや自己有用感・自己肯定感を高めることで、自らに自信を持ち、自分のことを大切にすることで相手も大切にするようになることを目指すものである。こうした自己有用感と関連する「学校への所属意識」や「好感」もいじめ防止に寄与することが分かっている⁴。この具体的な実践としては、①自己表現・他者理解等を目指したグループエンカウンター、②ロールプレイ・グループ協議などを含めた異学年・異校種交流、③地域での交流や家庭との連携である。

これらの観点をより専門的なものにするため、研究の視点として「法的な視点」「心理の視点」「構造的な視点」を取り入れた。この3つの視点は、事前事後アンケートの作成や分析、指導案の作成、模擬授業などに生かすこととした。

これらの視点を加味した指導案や教材を学校現場に提供することで、「いじめを許容しない雰囲気」を醸成、また、いじめを大人に伝える相談者や告発者など、傍観者から脱却する児童生徒の出現、いじめの早期発見、早期解決、対応力向上などを学校現場（児童生徒・教職員）にもたらしたいと考える。

また、【図1】に示したもののすべてを今年度実施することは時間的制約もあり困難なため、特に以下の3点に注力して実施することとした。

⁴ 「不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題と学校風土等との関連及び効果的な取組等に関する調査研究－地域との中・長期的な連携を生かして－」（国立教育政策研究所プロジェクト研究 2024 内容については前掲「こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」より）。

- (1) 有識者による模擬授業
- (2) 読み物教材・映像教材を活用した特別の教科道徳授業
- (3) 異校種・異学年交流及び地域・家庭との連携

3 研究の計画

ここでは、研究全体計画および前節で挙げた各項目の計画を示したい。
まずは、研究全体の計画を掲げる。

- 5月 各学校・関係機関・外部委員への依頼 協議会の開始（全5回実施）
- 6月 事前アンケートの実施・回収・分析
- 8月 教職員向け研修会の実施
- 1月 事後アンケートの実施・回収・分析
- 2月 協議会（まとめ）の実施
- 3月 成果報告書の完成・配付

事業を計画的かつ有意義に進めるため、有識者などからなる委員で構成する協議会を開催し、事業の内容や方向性を検討した。また、アンケート項目についても協議会にて意見を集約して作成した。

(1) 有識者による模擬授業

①目的

専門家の知見を踏まえた授業を児童生徒に行うことで、いじめに関する法的知識やいじめの正しい理解を促す。

②計画

- 5月 協議会にて有識者による講義
- 10～11月 模擬授業の実施
- 12月 感想等回収

(2) 読み物教材・映像教材を活用した道徳授業

①目的

いじめ未然防止に特化して構成した読み物教材や映像資料を使った道徳教材をもとに、ロールプレイやグループ協議を交えた授業を展開することで、児童生徒のいじめに対する知的理解をより深め、未然防止に向けて行動する力を育む。

②計画

- 7月 教材の選定・指導案の作成
- 9月 協議会メンバーおよび有識者からの意見聴取・修正
- 10月 学校に内容等の確認・修正
- 11～1月 モデル授業実践

(3) 異校種・異学年交流及び地域・家庭との連携

①目的

異学年交流・異校種交流及び地域・家庭と連携を推進することで、児童生徒の

自己有用感や自己肯定感を育むとともに、教職員以外の複数の大人の目で児童生徒を見守ることで、いじめが起こりにくい環境を整える。

本書では、協力校及び協力校の地域における活動や地域交流を例示する。

②計画

* 4 ～ 3 月	各校の計画に沿って異学年・異校種交流などを実施
1 月	保護者向けいじめ未然防止講演会の実施

Ⅱ 学校におけるいじめ未然防止対策

Ⅱ 学校におけるいじめ未然防止対策

本章では、当事業で行った各種取り組み（後掲Ⅲ～Ⅵ参照）が、学校におけるいじめ未然防止の取り組み全体のどの部分に有用であるか、生徒指導提要などを参考に、いじめ未然防止の要点に触れつつ記載した。

これをもとにいじめ未然防止に係る校内研修計画や授業・活動計画を進めてほしい。

1 いじめ未然防止をすすめる環境整備（異学年交流を中心に）

本節では「Ⅰ 研究の概要」で提示した、いじめ未然防止のために注力する3点である「(3) 異校種・異学年交流及び地域・家庭との連携」のうち、学校において行う「異学年交流」について記載する（異校種交流や地域・家庭との連携は次章参照）。

○農業体験（小学校 × 高等学校 × 地域）

- ・学年に応じた栽培活動や収穫体験を通して、地域の自然や文化に触れる機会を設けている。
- 異学年・異校種の交流を通して、協力や役割分担、相互理解の力が育成されて、いじめの予防に資する取組となっている。

○高等学校の教員による出前授業や体験学習（高等学校・地域機関との連携）

- ・専門分野に関する（高等学校の教員による）出前授業や体験活動
- ・幼児や高齢者との交流活動
- 異年齢・異立場の人と関わることで、多面的な視点や共感性が育まれ、対人トラブルの抑制につながっている。（生徒指導提要に示される、他者理解や思いやりを育成する体験的な学びに該当する。）

○合同的な活動

- ・高等学校生徒による学習支援活動
- ・校種を越えた教職員の相互授業参観
- ・合同部活動
- ・七夕まつり後の「ごみ減活動」
- （いじめの重大化を防ぐための留意事項集【1-9】における、日常的な情報共有と連携体制の構築に沿った取組である。）

2 いじめ未然防止につながる3つの視点

「生徒指導提要」¹における「いじめの未然防止教育」の項では、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けること、いじめを生まない環境をつくることの2点を重視している。そしてその解決方法として、法・心理・構造の3つの視

¹ 文部科学省「生徒指導提要」（改訂版、2022.12）。

点からの働きかけを、生徒指導をはじめとして、各教科での学習、特別の教科道徳や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切であるとしている。

本事業においても、目指す学校の姿を実現させるため、この3つの視点から次のような取り組みを行った。

（１）法的な視点

いじめをしてはいけないことはどの学年も理解している反面、問題行動調査や事前アンケートで「どんな行為がいじめにあたるか」を問う設問の結果などから、「いじめとは何か」という知識が不足している実態が浮かび上がる。従って以下のとおり法的理解を前提した、いじめ行為への知的理解が不可欠である。

①いじめの法的理解

いじめの定義について、発達段階に応じた理解と具体事例をもとに学習する。

➡ 模擬授業資料、小学校低学年～高学年指導案

②人権侵害としてのいじめ

子どもの権利などの面から、いじめが人権侵害であることを理解させ未然防止につなげる。 ➡ 「子どもの権利ノート」、「学校人権教育指導資料」第45集

（２）心理の視点

「生徒指導提要」では、いじめる心理について、「一人の子供の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまう」²と述べている。よって、児童生徒（加害者）がいじめを行わないという感覚を、行動レベルで身に付けられることを目指す。

①事例や動画教材を扱う活動

児童生徒同士で検討・協議し事態を客観的に分析

➡ 小学校1～3年生用模擬授業、指導案

②ロールプレイなどの体験的な学び

加害者・被害者双方の立場の心理を知る ➡ 小学校低学年用指導案

③児童生徒同士の主体的な議論

自分事として議論することで、これまでの行いを振り返りつつ、今後の言動の指標とする

➡ 小学校高学年、中学校、高等学校の指導案

² 文部科学省「生徒指導提要」（改訂版、2022.12）。

（３）構造的な視点

いわゆる「いじめの四層構造」³の観点から「いじめ」は「加害者」「被害者」はもとより、「観衆」「傍観者」という４つの構造から成り立っているという考えに基づき、構造の理解を通じて、いじめを未然防止・早期解決する言動を育む。文部科学省も「児童生徒が傍観者にならないための環境づくり」⁴の重要性を提起していることを踏まえ、発達段階に応じ下記の通りいじめの「構造」についての理解を促すような活動を盛り込んだ。

①四層構造への理解

図を示しつつ、四層の内容や関係、傍観者が可変し得る役割などについて指導する。

➡ 高等学校指導案（小学校高学年以上推奨）

②脱傍観者の意識高揚

上記①の前提として、具体的にどのようなことができるかを考える。また傍観者であったことへの後悔に繋がらないような事例を提示する。

➡ 模擬授業資料、小学校低学年～高学年指導案



3 いじめの早期発見

（１）発見の経緯と課題

「Ⅰ 研究の概要」でも記載したように、発見の経緯には課題が残る。発見の大部分をアンケートが締め、それ以外からの情報が少ない。本来であれば、アンケート以外にも本人や保護者、他の児童生徒や保護者、教員、地域など多様な発見経緯があるべきである。

（２）担任の感度をあげる

アンケート以外に能動的に発見できる機会を増やすためには、以下の方法などにより、児童生徒ともっとも身近な関係である担任の感度を向上させることが重要である。

①研修による知的理解

➡ 教職員研修資料

②言動の背景を想像することや言葉以外のサインからの認知

③児童生徒の感情や学級の雰囲気から察知

④組織的な共通理解

➡ 各校のいじめ防止基本方針

³ 森田洋司『いじめとはなにか』（中央公論新社 2010.7）。

⁴ こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」（2025.11）

（３）傍観者からの脱却

前節（３）で示したように「傍観者からの脱却」がいじめの未然防止・早期解決、重大事態化防止に資する役割は大きい。以下の方法などをとることが有効である。

いじめを発見した全ての児童生徒が、加害者と真正面から対決するなどして、直接的な防止を図る「仲裁者」となることを求めると、そのハードルが高いことから結局は傍観者に甘んじ続けることが想定される。

必ずしも直接的にいじめをやめさせる行動だけではなく、次のような役割⁵も脱傍観者としての行動であるという形で推奨する。

①相談者…教職員などの周囲の大人に知らせ、相談する。

②寄添い…別場で優しく声をかけたり味方であることを伝えたりし、被害者のシェルターとなって支える。

③スイッチャー…いじめの場で別の話題を出すなどして雰囲気を変える。

特に①の登場は、アンケートのみに発見を頼る事態を打破するものである。一方、脱傍観者を果たした児童生徒が攻撃対象とならないように、情報を受けた教職員は情報元を保護する責任がある。

4 いじめの早期対応

初期の対応を誤ることや、対応そのものが遅れ問題が複雑化することにより、重大事態化した例が多くある。いじめ事案が発見された場合、早期における適切な対応が重要である。

（１）理解とケア

生徒指導提要にあるとおり、いじめを発見してからまず行うことは、被害者児童生徒への理解と心の傷のケアである。こうした被害者保護を最優先させることにより、不登校や自傷行為など二次的な問題を防止することにつながる。

その上で被害者ニーズを聞き取り、具体的な解決＝関係修復といじめの解消に向かう。

各項目について、次項で記載する。

第１段階： 児童生徒理解・心のケア → 被害者ニーズの確認 → 具体的な支援案

第２段階： 加害者への働きかけ → 被害者との情報共有 → いじめ解消 → 見守り

⁵ こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」（2025.7）、荻上チキ『いじめを生む教室』PHP 研究所（2018.7）、真下麻里子『教師もできるいじめ予防授業』（教育開発研究所 2019.3）。

（２）重大事態化防止のために

前節までの記述のとおり、いじめの重大事態化を防ぐことが問題の複雑化・長期化を防止することにつながる。

上記（１）と重なる部分もあるが、重大事態に発展させない配慮には、以下の様なものがある。

①いじめを聞いた教職員の対応

いじめについての正しい知的理解と傾聴の姿勢のもと、適切な助言を行う。被害者の気持ちを聞かず、思い込みで判断しないようにする。

②問題のアセスメント

被害者ニーズを十分に聞き取りして、ＳＣやＳＳＷなども参加するケース会議を主催、情報分析を行う。

③支援の具体

支援方針の計画、被害者支援、加害者指導（加害者の保護者や被害者及びその保護者との合意形成を図る）、周囲への働きかけなどを行う。

④関係修復と解消 捉え方の乖離を是正する

双方の話を聞きつつ、いじめ認定の根拠について共有を図ったうえで、いじめ解消の二条件⁶＝「いじめにかかる行為が止んでいる」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」についても共通理解を図った上で解消に向けた指導に入る。

なお、二条件が担保された状態となっても、年度末などを目安に見守りは継続する。

⁶ 平成２５年１０月１１日付け「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省）

Ⅲ いじめ未然防止につながる 地域や保護者との連携

Ⅲ いじめ防止につながる地域や保護者との連携

本章では、「Ⅰ 研究の概要」で提示した、いじめ未然防止のために注力する3点のうち、「(3) 異校種・異学年交流及び地域・家庭との連携」の内容にかかる部分を記載する（異学年については前章に記載した）。協力校の取り組みを紹介しつつ、いじめ未然防止の観点からどのように有用であるかをまとめた。地域特性や学校規模等、学校の実情に合わせて類似の内容を行うなどして、自校以外の目も生かして、いじめ未然防止を実現してほしい。

1 いじめ未然防止をすすめる環境整備（地域連携）

（1）地域行事への積極的な参加

- ・地域の祭り後のごみを減らす「七夕まつりゴミ減活動」を通して、異年齢・多世代の協働を通じて、地域全体で子供を見守る雰囲気づくりにつながっている。
- ・産業まつりを通して、高校生と地域団体が連携し、啓発アイテムの販売を行うなど、児童生徒が地域の一員として役割を果たす機会が提供されている。
- ・育成会主催の納涼大会・グラウンドゴルフ大会を通して、地域住民と児童が世代を越えて交流し、多様な関わりを持つことで安心感やつながりが醸成されている。

（2）家庭・地域への情報発信

- ・文化祭における展示や物品販売を通して、児童生徒の活動内容を地域に公開し、学校の教育活動に対する理解促進を図っている。
- ・ボランティア活動や交流学习の様子を地域の行事を通して共有することで、学校の取組を可視化している。

→（1）（2）の取組により、家庭・地域との「共有認識」が深まり、児童生徒の変化や課題に対する気づきが、いじめの未然防止・早期発見につながっている。

※生徒指導提要では、学校と家庭・地域が日常的に情報を共有する体制づくりが、いじめ防止において重要であると示されている。

2 いじめ未然防止につながる3つの視点

「生徒指導提要」では、子供の成長は家庭や学校のみで完結するものではなく、地域の力が不可欠であることが示されており、いじめ防止においても、学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことの重要性が明確に位置付けられている。特に、保護者や地域住民が学校運営や教育活動に参画し、子供を地域全体で支え、見守る環境を整えることが求められている¹。

また、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」においても、保護者・地域との協働による取組は、いじめの未然防止および重大化の防止に極めて高い効果を持つことが示されており、日常的な情報共有や関係づくりの重要性が指摘されている²。

¹ 文部科学省「生徒指導提要」（改訂版、2022.12）。

² こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」（2025.11）

本事業においても、これらの考え方を踏まえ、地域行事への積極的な参加や家庭・地域への情報発信を通して、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めてきた。こうした取組により、子供を地域全体で支え、見守る環境を構築し、いじめの未然防止および重大化防止につなげるために以下のような取り組みを行った。

（１）心理の視点

- ①幼児や高齢者との交流をはじめとした、他者理解や思いやりを育む体験
 - ②年長者との協働作業を通して、関わりの多様性を経験し、対人スキルの向上を図っている。
 - ・幼稚園・社会福祉協議会との昔遊び交流を通して、1年生が幼稚園児や高齢者と関わりながら昔遊びを体験し、思いやりや他者理解を育む機会となっている。
- 以上の体験によって育成される共感性や協働性は、他者を攻撃することへの心理的な抑止力となり、いじめを行わない態度の形成に寄与している。
- ※生徒指導提要では、いじめへの指導において、厳しく指導することに偏るのではなく、成長支援の視点を持つ重要性が示されており、こうした心理的基盤の育成が未然防止につながるとされている。

（２）構造的な視点

- ①「自分と相手」「集団における役割や立場」を意識しながら行動する経験
 - ②福祉施設や地域団体との協働を通じた、相手のニーズを考える活動
 - ・高校農業科による花苗体験授業や、学習支援及びボランティア体験等を通して、小学生が高校生から直接教わる中で、異年齢との協力や感謝の気持ちを体験的に学んでいる。
- 以上の経験は、人間関係を多面的・構造的に捉える力の育成につながり、いじめ構造への理解に応用される。
- ※いじめの重大化を防ぐための留意事項集では、いじめが重大化した事案の背景として、周囲の大人や集団の空気感（いじめや暴力を是認しないまでも、問題としない雰囲気）が影響していたことが多く指摘されており、地域全体での関わりが構造理解と予防に有効であるとされている。

（３）自己有用感・自己肯定感の育成

- ①地域行事やボランティア活動に参加し、役割を与えられ、他者の役に立つ体験
 - ②地域住民や高齢者、施設職員等から感謝や承認の言葉を直接受け取る経験
 - ・学習支援ボランティア、資源回収ボランティアを通して、高校生が小学生への学習支援等を行い、「教える側」として人との関わりから承認を得る。
 - ・商店街の活性化と子育て支援のため、商店街を歩行者天国にして開催される「こども遊びひろば」を通して、地域のイベントで昔遊び・工作体験を地域の大人や高校生と楽しむ中で、必要とされる経験を積む。
- 以上の体験を通して、「自分は必要とされている存在である」「自分の行動が誰かの役に立っている」という自己有用感が育まれ、ひいては安定した自己肯定感の形成につ

ながっている。自己肯定感の高まりは、他者を貶めて自分の価値を保とうとする行動を抑制し、いじめを行わない態度や、いじめに同調しない姿勢の形成につながっている。

※生徒指導提要では、いじめの未然防止において、子供一人一人が自己の価値を実感し、安心して学校生活を送ることができる心理的基盤の重要性が示されている。特に、自己有用感・自己肯定感を高める生徒指導は、問題行動への対症療法的対応ではなく、成長を支える積極的な支援として位置付けられており、家庭・地域との連携による多様な体験活動が有効であるとされている。

3 いじめの早期発見

(1) 地域からの気づき

○学校外の活動が多い地域の特性を生かす。

学校外の視点を早期発見に生かすことが重要である³。

①地域ボランティア

②行事スタッフ

③福祉施設関係者

④高等学校生徒ボランティア など

→①～④などの立場は、校外における地域のイベント等で児童生徒と関わる機会が多く、学校内では見えにくい変化に気づく可能性が高いため、早期発見に有効である（④についてはいじめを発見する場合と発見される場合が想定できる）。

(2) 地域と学校の情報共有

○日常的な情報共有が早期対応につながる⁴。

・校種を越えた相互授業参観

・行事を通じた学校・地域の連携

→児童生徒の行動や人間関係の変化を共有しやすい体制が構築されている。

(3) 傍観者からの脱却（地域の力）

○大人が良いモデルとなる⁵。

・地域の祭りや行事を運営する大人たちと関わることで、さまざまな人との適切な関わり方を学ぶ。

・大人が見守り役として関わることで、相談しやすい環境が形成されている。

→行事やボランティア活動を通して、大人が示す行動モデルを児童生徒が学ぶ機会となっている。

³ こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」（2025.11）

⁴ 文部科学省「生徒指導提要」（改訂版、2022.12）。

⁵ こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」（2025.11）

4 いじめの早期対応

(1) 被害者の理解とケア

- ・地域で日常的に子供と関わる大人が把握している情報を、被害児童生徒の理解と早期支援に活用している。

※専門機関等と連携した早期支援の必要性が示されている⁶。

(2) 重大事態化防止

- ・地域による第三者的視点の活用や地域行事等での様子を学校と共有することにより学校判断の独善化や事態の軽視を防ぎ、適切な対応につなげている。

※保護者・地域との連携が重大事態化防止に不可欠であるとされている¹。

(3) 関係修復への地域の役割

- ・異年齢・多世代との継続的な交流経験が、対立や感情の折り合いをつける社会的スキルの育成につながっている。

※人間関係形成能力の育成の考え方に沿った取組である¹。

「生徒指導提要」には、家庭や地域、関係機関との連携、すなわち「いじめに気付くネットワークを拡げる」ことの重要性が度々提起されており、本事業においてもそうした視点を重視している。

本事業を通して、学校・家庭・地域が日常的に連携し、子どもたちを多面的に支え合う体制を構築することができている。多世代交流や地域行事への参加、ボランティア活動など、多様な人との関わりを積み重ねることで、児童生徒の思いやりや協働性、自己有用感が育まれ、いじめを生まない心理的・社会的基盤の形成につながっている。また、地域の大人が子どもに関わる機会が増えたことで、学校では気づきにくい変化を早期に把握できる環境が整い、重大化の防止にも寄与している。

これらの取組は、地域全体で子どもを守り育てるという共通認識を強め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応において大きな効果を発揮している。

※本章に記した異校種交流や地域との交流について、一部写真をP89に掲載した。

⁶ こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」(2025.11)

IV 教職員研修

IV 教職員研修

○いじめ未然防止事業について共通理解を図り、この後に展開する模擬授業やモデル授業を効果的なものにするため、委員の真下麻里子氏によるオンライン講義を行った。以下に資料を掲げる。

いじめの「予防」を考える

—自分も相手も尊重する考え方とは—

令和7年8月21日
弁護士 真下 麻里子

第1 自己紹介

【著書等】

- 「弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業」（教育開発研究所）
- 「『幸せ』な学校のつくりかた」（教育開発研究所）
- 「こども六法練習帳」（永岡書店）
- 「スクールロイヤーにできること」（日本評論社）
- 「ブラック校則」（東洋館）
- 「市民を育てる道徳教育」（勁草書房）
- 「子どもと向き合う法的思考力」（東京書店） ← 新刊です！

など

第2 はじめに

- ・ いじめの「予防」とは、「団子の串」を通すこと
- ・ 「自分を尊重すること」の重要性
- ・ 子どものストレスが増えると、いじめの発生件数が増える
- ・ 「法」と「尊重」って関係ある？
- ・ 法律は「個人の尊厳」を守るためにある
- ・ 立憲主義と日本国憲法
- ・ 憲法の最高法規性（憲法第98条）
- ・ 「法的視点」とは「自分を尊重し、相手も尊重する視点」

第3 専門性と「尊重」

1 先生方と「尊重」

- ・ 「個人」としての尊重と「専門性」の尊重

2 専門性の「尊重」とは

- ・ 専門職の責任＝“良い結果”に向けた「過程」に負うもの

- ・ “抱えるボール” を小さくするのが専門家
- ・ 「専門性の尊重」には
 - ① 責任の範囲を明確にして
 - ② そこに尽力する環境を整えることも含まれる

第4 「いじめ予防授業」のご紹介

1 いじめ予防授業の目的

- ・ 「いじめをなくす」ではない
- ・ 主たる目的は、早期発見と重大化防止
 - 「気付いて」、「動ける＝（情報を上げられる）」子どもを増やす

※ 授業の詳細にご興味のある方は、拙著「弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業」（教育開発研究所）をご参照ください。

2 【1年目：いじめの定義を学ぶ〔DVD事例〕】

- 1 A、B、C、D、Eさんの5人は、とても仲良しで、いつも一緒にいました。おそろいのキーホルダーを付けたりなどもしていました。
- 2 ある日、Aさんは、Bさんから人気歌手のDVDを借りました。Bさんは、その歌手の大ファンでした。
- 3 ところが、Aさんは、そのDVDをBさんになかなか返しません。
- 4 数日後、やっとAさんからDVDを返してもらったBさんは、そのDVDに少し傷が付いていることに気付きました。
- 5 Bさんは、内心ムッとしましたが、Aさんには直接何も言いませんでした。代わりに、C、D、Eさんにそのことを話しました。
- 6 3人は、「Aさんはひどい！Bさんがかわいそうだ！」と怒りました。
- 7 その日から、B、C、D、Eさんは、Aさんと距離を置くようになりました。
- 8 お昼ごはんを4人だけで先に食べ始めたり、教室移動のときにAさんだけ置いて行ったり、休日に4人で遊んだ話を誘われていないAさんの前でしたりするようになりました。
- 9 ある日、Aさんは、5人がおそろいで付けていたキーホルダーが4人のカバンからなくなり、代わりにAさんが見たことのない新しいキーホルダーが付いていることに気付きました。
- 10 Aさんは、学校に居場所がないと感じ、辛い、悲しい、学校に行きたくなくなってしまうようになりました。

[ワーク]

この事例を読んだ子どもたちから以下のような意見が出たら、何と回答しますか？

【意見①】

Aさんが明らかに悪いので、Bさんたちの行いは「いじめ」とまでは言えないと思います。

【意見②】

大事なDVDを傷つけられたら怒って当然です。それを責めるのはおかしいと思います。

【意見③】

DVDに傷を付けたAさんも悪いし、何も言わなかったBさんも悪い。関係ないのに首を突っ込んだCDEさんもよくない。この事例は、みんなが悪いと思います。

(1) いじめの定義 (①やられた人が②心身の苦痛を感じる行為)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 確認が必要な3つのこと

① 「いじめ」をやってはいけない理由

☐ 人の尊厳を傷つけるから（法1条参照）

② Bさんたちは何がいけなかったのか？

☐ 「ムカつく気持ち」はOK.（内心の自由（憲法19条等））

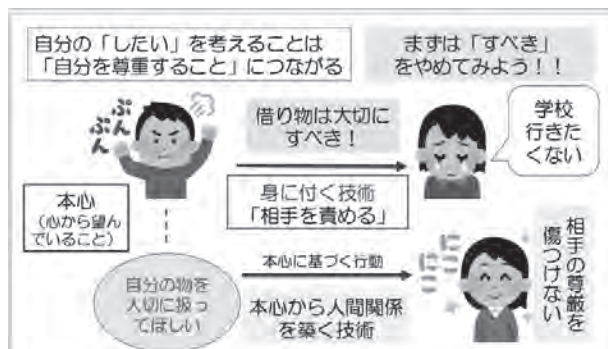
☐ 「ネガティブな気持ち」も私たちの人格を構成する大切な要素

☐ 問題なのは、手段の「選択」だけ

[手段の選択の際に大切なこと①]

☐ 主語を「私」にして「～してほしい」と伝える

☐ 「すべき」の弊害



※ 他人に向ける「すべき」が自分自身にも向いてしまうこと等は、拙著「幸せな学校のつくりかた」（教育開発研究所）において、臨床心理士の塚越友子先生が詳しく語ってくださっていますので、ご興味があればご参照ください。

※ 「自分の感情を意識することが大切」という考え方は、「NVC（非暴力コミュニケーション）」などを参考にしています。「NVC 人と人との関係にいのちを吹き込む法 新版」（日本経済新聞出版, マーシャル・B. ローゼンバーグほか）などが読みやすくおすすめです。

[手段の選択の際に大切なこと②]

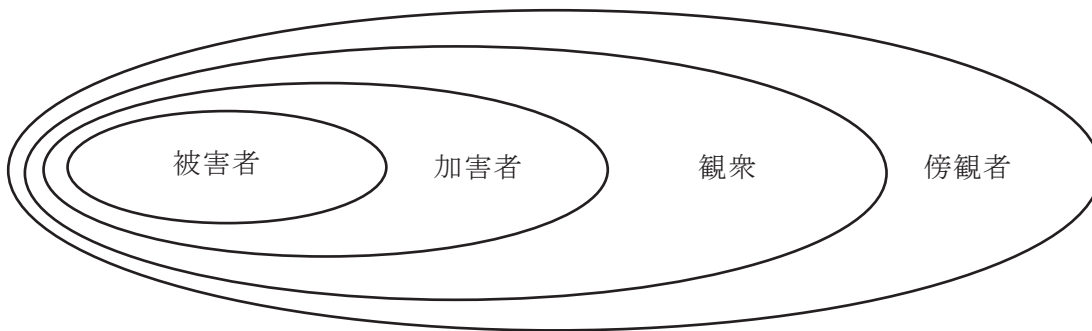
- ☐ 学校は「手段の選択」を練習する場
- ☐ 練習である以上、当然「失敗」もする
- ☐ 失敗したら、きちんと反省して謝ることが大切

③ 「みんな悪い」が“危険”な理由

- ☐ 「みんな悪い」は「他の手段」を学ぶ機会を奪う
- ☐ 財産権 vs 人格権
- ☐ 大切な視点：「自分を尊重する」とは？
→自分が尊重される環境を「自分で作る」ことも含まれる

(3) 「私」も「あなた」も尊重する環境を整えるには

- ・ いじめの四層構造と「YES・NO」の空気



いじめの四層構造（森田洋司）より

- ・ 気を付けたいこと
 - ☐ 「勇気を出してかばいましょう」は、慎重に！！
- ・ 「小さな NO」の出し方の例
 - ☐ スイッチャー／シェルター／通報者／仲裁者
 - ☐ 【参考書籍】荻上チキ「いじめを生む教室」PHP 新書
- ・ 「できること」のハードルを下げるのがとても重要

(4) まとめ

- ・ 人を傷つける手段は「選択しない」
- ・ 「ムカつく気持ち」はOK
- ・ 「私は～してほしい」と伝えよう
- ・ 学校は手段の選択を練習する場
- ・ 失敗したら素直に謝ろう。学ぼう
- ・ 「小さなNO」を出せるようになろう！

(5) 保護者へのメッセージの例

[Aさんの保護者の例]

- ① 子どもの安心・安全を最優先にしよう
- ② 学校とはしっかり協力関係を築こう

[Bさんの保護者の例]

- ① 「いじめ」と言われて驚かないようにしよう
- ② 「問題解決手段」に着目しよう
- ③ 「気持ち」には寄り添ってあげよう

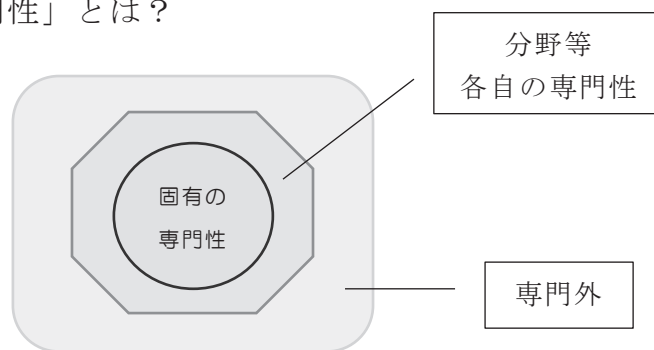
(6) 保護者に強調しておきたいこと

- ・ 「みんなで子どもを育てていく」という意識がとても大切

第5 「教員の専門性」と「保護者対応」

1 「教員の専門性」と「保護者対応」の関係性

- ・ 「教員の専門性」とは？



※ あくまで“イメージ”です

- ☐ 法的責任から見る「教員の専門性」
- ☐ 「安全配慮義務」とは
- ☐ いじめ対応の「3つの要素」
 - ① 子どもの安全の確保
 - ② 「個人の尊重」を学ばせる
 - ③ “保護者の納得”を得るための作業

※ ①と②について“保護者の協力”は不可欠

2 「リスク管理（保護者対応）」と「いじめ防止対策推進法」

（１） 専門職のリスク管理の基本

- ・ 弁護士 1 年生が必ず教わる「身の守り方」
- ・ 自身の「身を守ること」「専門性を守ること」も業務の一部
- ・ 専門職は自分の身を守ってよい。

【専門職のリスク管理の基本】

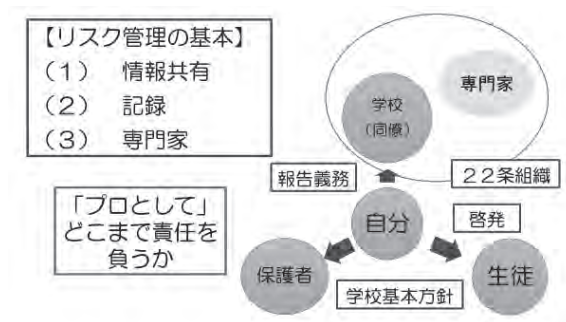
- ① 情報共有
- ② 記録
- ③ 専門家の活用

（２） リスク管理の基本を理解すると「法律の活用の仕方」も変わる

- ・ いじめ防止対策推進法上の基本的な内容

- ☐ 「いじめ」の定義の明記（法 2 条 1 項）
- ☐ 学校いじめ防止基本方針作成の義務（法 1 3 条）
- ☐ 常設組織の設置義務（法 2 2 条）
- ☐ 教職員の報告義務（法 2 3 条）
- ☐ 重大事態対応の組織（法 2 8 条）

- ・ リスク管理の基本との関係



※ あくまでイメージです

- ・ 大切な流れ

- ① 気軽に話し合える職場環境
- ② システムとしての情報共有体制（ツールの活用を含む）
- ③ 孤立させない意識とサポート体制（組織的対応）
- ④ 学校いじめ防止基本方針への明記
- ⑤ 保護者への周知徹底

・ 確認しておきたいもの

- ① いじめ防止対策推進法
- ② いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日）
- ③ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）
- ④ 都道府県がいじめ防止基本方針
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針

（3） 「保護者」と「いじめ対応」

- ・ 「事前」に共通認識が作れているかが鍵
- ・ 「保護者研修」は、なるべく実施したほうがよい
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」はしっかり活用する
- ・ 「初期対応」の教員研修は、なるべく実施したほうがよい
- ・ 保護者問題こそ「組織的対応」を！抱え込ませないことが大事！

以上

V 模擬授業

V 模擬授業

1 模擬授業の目的

事前アンケートにおける結果等から、児童生徒はいじめに関する法的知識がやや不足しており、それに関連して「どんなことがいじめに該当するか」という基準が個人によって異なることが予想される。

そこで、専門家の知見を踏まえて児童生徒に講義いただくことで、いじめに関する法的知識やいじめの基準について児童生徒の知的理解を促すことを目的に、本事業に協力をいただいた有識者2名に以下の模擬授業を依頼した。

2 映像教材を用いたいじめ未然防止授業（P23～P25）

（1）概要

いわゆる「物隠し」が、「ふでばこさがしゲーム」として「楽しさ」の中で行われることでいじめであることが見えにくい事例を取り上げ、いじめの基準について、児童の知的理解を促す。

（2）授業者

敬愛大学教育学部准教授 阿部 学 氏



CHANGERS

（3）対象

小学校1～3年生（実施校：茂原市立茂原小学校・萩原小学校）

（4）参照

上記模擬授業は阿部氏も作成に参画している「いじめや人権、話し合おう、変えていこう。Changers」のホームページに記載される教材を用いたものである。

3 法的理解をもとにしたいじめ未然防止授業（P26～P29）

（1）概要

法的専門家の知見をもとに、物の貸し借りをめぐっていじめに発展した事例をもとに、いじめとはどのような行為を指すか、また、いじめは法的にはどのように定義されるかについて、児童生徒の知的理解を促す。

（2）授業者

宮本国際法律事務所 弁護士 真下 麻里子 氏

（3）対象

小学校4年生～高等学校3年生（実施校：茂原市立茂原小学校・萩原小学校・茂原中学校・千葉県立長生高等学校・茂原高等学校・茂原樟陽高等学校）

（4）参照

上記模擬授業は、真下氏が執筆した以下の書籍に掲載されているものである。

○真下麻里子『弁護士秘伝！教師もできるいじめ防止授業』（教育開発研究所 2019年）

2025 年度 千葉県いじめ未然防止事業 模擬授業 授業者 阿部 学 氏

マンガ教材を活用した小学校低～中学年向け授業

1. 使用する教材

「楽しい？ ふでばこさがしゲーム」

掲載サイト 「いじめや人権、話し合おう、変えていこう。Changers(チェンジャーズ)」(以下、Changers)

<https://wearechangers.jp/>

2. 本教材について

(1) 制作の意図

本教材は、主人公ケントが「置いてあったはずのふでばこが見あたらない」と困っている場面から始まる。友達二人がいたずらで隠したという訳である。二人には「ケントをいじめてやろう」という強い悪意がある訳ではない。二人は遊び半分、つまり「いたずら」のつもりでふでばこを隠しており、ふでばこを探すことを楽しい「ゲーム」と認識している。

最初は二人の「ゲーム」にノットふりをしていたケントであったが、「ゲーム」は何日も続き、うんざりした気持ちになってくる。ケントは控えめに「そろそろやめない？」と訴えてみるものの、二人は「こんなのただのゲームじゃん」と返し、訴えを無効化してしまう。二人が醸し出すのは、一見すると楽しい雰囲気であり、そうした中で友達に「やめて」と強く訴えるのはためらわれる。ケントは「これくらい自分が我慢すべきだろうか」と思い悩む。

こうした例のように、友達に「ドッキリ」のようないたずらをしかけて、反応を見て楽しむ様子が見られることがある。双方が純粋に楽しんでいる場合もありうるが、いたずらをされている側が苦痛を感じている場合もあるだろう。自分一人が何も分かっておらず右往左往する様子を、他者から好奇の目で見られることは、強いストレスにつながる。

本教材をとおして、なぜこうした問題が起こってしまうのか、「ドッキリ」のようないたずらをしかける心理とはいかなるものなのか、しかけられた側の苦痛とはいかなるものか、教材から想像をふくらませて話し合いを深めていきたい。

(2) 話し合いのポイント

子どもたちと話し合いを行う際に、次のようなポイント(問題意識)を想定しながら、柔軟に話を広げていくことにする。

- 「ドッキリ」のようないたずらをする人は、何がそんなに楽しいのだろうか？
- 「ドッキリ」のようないたずらをされて、嫌な気持ちになることはあるだろうか？ 嫌な気持ちになるのはなぜだろうか？
- 同じ遊びをしていて、楽しい人と楽しくない人がいるのはなぜだろう？
- 友達と遊びやわるふざけをして楽しい気分である中で、もしかしたら嫌な気持ちをしている人もいるかもしれない。どうしたら、そうした人に気づけるだろうか？

(Changers ウェブサイトをもとに一部修正して記載)

3. いじめ未然防止授業としての授業デザイン

子どもたちの学びをデザインするにあたり、本授業が「いじめ未然防止授業」であることを念頭に、次の点を意識する。

- 子どもたちの声を聞くことを中心とする(できるだけ本音や割り切れない気持ちを出してもらえるようにする)。いじめ予防の仕方は先生から教えてもらうものではなく、自分たちで考えるものだと思ってもらいたい。
- いじめかどうか誰の目にも明らかな状況ではなく、判断に迷う者もいるような状況を描いた教材を用いる。いじめ防止のためには、その状況がいじめと判定されてからでは遅く、いわゆるいじめの芽・種のような状況で判断していくことが重要である。(これから自律的な脱傍観者となるためにも、法的な視点で状況を判断するためにも、あやふやな状況について自分なりに考えることは重要である)
- 実施対象である 1、2、3 年生に同じ教材を用いる。一般的な授業づくりのセオリーではありえないかもしれないが、いじめ等の状況については、発達段階にかかわらず誰でも思うところがあるはずである。そうした想定のもと同じ

教材で、その学年なりの展開を試みたい。

- オープンエンドとする。いじめ防止のためには、「答えのよくわからない問題について考え続ける」という姿勢が重要である。一般的な授業のようなまとめにこだわらず、もやもやが残ったまま終わることを厭わない。

4.授業展開(45 分)

(1)授業者の自己紹介

- リラックスして声を出しやすくすることをねらい、少しやりとりをする。

(2)マンガ教材を視聴する。

- 最初にタイトルを提示し、どんな話が想像してもらおう。「たのしい」「ゲーム」からポジティブな反応があるかもしれない。
- 教材を見る。すぐに発問をせず、近くの児童同士で率直な感想を伝え合う。

(3)主人公のケントがどんなことに困っていたか、概略を確認する。

- どうしてこんなことになってしまったのか。ケントを助けるためにも、みんながどんな気持ちだったのかを丁寧に追っていくことにする。

(4)ワークシートを配付し、まずは登場人物の気持ちを掘り下げていく。

- ①ふでばこさがしをしているとき、ケントさんはどんな気持ちだったでしょう？
- ②リョウスケさんとワカナさんは、どんな気持ちでふでばこをかくしているのでしょうか？
- ケント、リョウスケ、ワカナの気持ちを丁寧に追っていく。
- ケントのいやな気持ち、それをごまかす気持ち。リョウスケ・ワカナのケントをばかにする気持ち、ふざけて楽しい気持ち。相手の気持ちを考えるからこそ嫌がらせをしてしまう。等。そのような複雑な気持ちがあることに話し合いがおよぶとよい。
- 話の流れによっては、「これって、いじめ？」と問いかけ、法的な定義を解説する。

(5)困った状況であることはわかったのだが、問題解決のためには何が必要か考える。

- ③ケントさんは、これからどうしたらよいのでしょうか？ あなたからアドバイスをしてあげてください！
- ケントへのアドバイスという設定で、「どうしたらよいか？」考える。
- 複数種類のアイデアが出されるとよい。

(6)まとめ。

- まとめとして、自分が考えたことを書く。
- 今日のようなことが起こらないようにするにはどうするか、起こったときにどうするか、これからも考え続けてほしいことを伝える。
- 他の学年でも同じことを考えている。知っている人がいたら、「どう思うか？」聞いてみてほしい。また、家に帰ったらおうちの人に今日の授業のことを話してほしい。

5.授業のねらい

上のような授業展開によって、いじめ問題の難しさについて、より高次のレベル(1→3)で想像できることをねらう。ただし、学年や個々人によってレベル感が変わるため、一律にゴールは設定しない。

1. 人の嫌がることはしない。嫌なことをされたらいやだと言う。困っている人を助ける。
2. 楽しいゲームだと思っているものでも、嫌だと思っている人はいる。嫌がらせをしていることに気づかないこともある。嫌がらせをされている人も自分が我慢すればいいと思いこんでしまうことがある。
3. 相手の気持ちを考えるからこそ、嫌がらせもできてしまう。言い逃れもできてしまう。我慢することによって「いじめ」が「いじめ」として扱われなくなることがありうる。

以上

だるら らびぼりやかし ゲーム

名前 ()

- ① らびぼりやかし をしているとき、
ケントさんは どんな 気持ち だったでしょう。



- ② リョウスケさんとワカナさんは、
どんな 気持ち で らびぼり を かくしているのでしょう。



- ③ ケントさんは、これからどうしたら よい でしょう。
あなた から アドバイス を してあげて ください。



おしまい 今日 の 授業 で 考えたことや、学んだことを書いてください。

2025年度 千葉県いじめ未然防止事業 模擬授業授業者 真下 麻里子 氏 小学校中学年～高校3年生向け授業

「いじめ予防授業—自分も相手も尊重する考え方を学ぼう—」

1 使用した教材及び授業形式

[教材] 弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業（教育開発研究所、2019）参照

- ・ 添付事例（DVDの貸し借りに関する事例、拙著の事例をやや詳細にしたもの）
- ・ 添付ワークシート

[授業形式]

- ・ オンラインによる一斉授業（1クラスにつきカメラ1台）

2 授業の目的

[いじめ予防授業が前提とするテーマ]

- ・ 自分も相手も尊重する考え方（個人を尊重する視点）を学ぶ

[小学生（4～6年生）]

- ・ いじめ防止法上の「いじめ」の定義を学ぶ
- ・ 内心の自由（憲法19条等）の重要性を学ぶ
- ・ 「いじめ」は問題解決手段の選択を誤った結果であること、学校は手段の選択を練習する場であることを学ぶ
- ・ 同じ人権であっても、個人の尊厳や人格権の方が財産権よりも価値が高いことを学ぶ

[中学生、高校生]

- ・ 小学生の目的と同様
- ・ 全ての個人を尊重するために法が存在することを学ぶ

3 授業の流れ

第1 導入（約5分）

- ・ 弁護士バッチに関するクイズ など

第2 個人の尊重と法（中高生のみ）（約5分）

- ・ 日本国憲法と立憲主義
- ・ 「個人の尊厳（尊重）」のために法がある
- ・ 法的思考とは、「自分も相手もどちらも尊重する考え方」

第3 事例の検討（約30分）

- ・ いじめ防止法の趣旨（早期発見・重大化防止）の説明
- ・ ワークシート質問①検討
- ・ 問「もし選択肢④『みんな悪い』があったら、そちらを選ぶか？」
- ・ ワークシート質問①意見の発表
- ・ 事実関係の確認
 - ☐ 傷の大きさは“わからない”（記載なし）
 - ☐ 「傷がAさんによって付けられた」は100%ではない
 - ☐ 傷にAが気づいていたか否かは“わからない”（記載なし）
- ・ ワークシート質問②検討
- ・ ワークシート質問②意見の発表

第4 解説（約10分）

1 「いじめ」の定義を学ぶ

- ・ みんなの意見からもわかったように、この事例を「いじめ」と感じる人もそうでない人もいる。だからこそ、何を「いじめ」と考えるか、どんな行為を「やめたほうがよい」と考えるかは、クラスや学校で共通認識を作る必要がある。そのために定義を学ぶ。
- ・ いじめ防止法上の定義の解説

2 Bさんたちは何がいけなかったのか

- ・ 「ムカつく気持ち」はOK（内心の自由（日本国憲法19条等））
- ・ 問題なのは「解決手段の選択」のみ。
- ・ より良い手段を練習する場が学校。「練習」である以上は当然失敗もする。失敗したら、反省して学ぶことが大切。

3 「みんな悪い」がキケンな理由

- ・ Bさんが「解決手段の選択」を誤ったことを認識できず、成長の機会を失う
- ・ 財産権 vs 人格権（個人の尊厳）
「どっちもどっち」⇔「Aさんの尊厳はDVDと同じくらいの価値」

4 「自分を尊重する」とは？（中高生のみ）

- ・ 他者を排斥する価値観の放置は、自分自身もリスクにさらすことになる
- ・ 「自分を尊重する」とは「（自分を含む）誰もが尊重される環境を、自分で作る」ことも含まれる。

以上

いじめ予防授業ワークシート

【質問①】

この事例の第一印象を教えてください。Aさん、Bさん、CDEさんの三者のうち誰が一番“良くない（悪い）”と思いましたか。1つ選び、理由も書いてください。

- ① Aさん
- ② Bさん
- ③ CDEさん

[理由]

【質問②】

BさんとCDEさんの、Aさんに対する行いは「いじめ」だと思いますか。1つ選び、理由も書いてください。

- ① 「いじめ」だと思う
- ② 「いじめ」とまでは言えないと思う

[理由]

以上

じれい
【事例】

1. 5人のなかよしグループがありました。その5人は、いつもいっしょにいました。カバンにおそろいのキーホルダーをつけたりなどしていました。
2. あるとき、その中のAさんがBさんからある人気歌手のライブDVDを借りました。Bさんは、その歌手の大ファンでした。
3. しばらくたってから、Bさんは、Aさんに「そろそろあのDVDを返してよ。」と言いました。Aさんは、「わかった。明日、持ってくるよ。」と言いました。
4. 次の日、BさんがAさんに「DVD持ってきた？」と聞くと、Aさんは、「ごめん！忘れちゃった。絶対明日は持ってくるよ。」と言いました。Bさんは、忘れたならしかたないと思って「わかった。絶対明日、持ってきてね。」と言いました。
5. ところが、次の日、Aさんは、またDVDを持ってくるのを忘れてしまいました。Bさんは、すごく大事なDVDなので、内心ムツとしましたが、しかたなく、また待つことにしました。
6. その2日後、Aさんは、やっとDVDを返してくれました。
7. ところが、返ってきたDVDを確認すると、ケースやDVDに傷がついており、特典でついていたポストカードも少し汚れていました。
8. Bさんは、大切なDVDを傷つけられてすごく頭にきました。でも、Aさんには、何も言いませんでした。DVDが傷ついていたことも言いませんでした。
9. その代わり、グループのメンバーのC, D, Eさんにこのことを話しました。C, D, Eさんは、Bさんがかわいそうだ、Bさんを傷つけるなんてAさんはひどい、と怒りました。
10. その日から、B, C, D, Eさんの4人は、Aさんと距離をおくようになりました。
11. 無視をするようなことはありません。ただ、少し距離をおくのです。
12. Aさんが「おはよう」とあいさつしてくれば、「おはよう」と返します。でも、以前のような笑顔はけっして見せません。
13. いつも必ず5人全員でしていた教室移動もAさんだけ置いて行かれることが少しずつふえていきました。
14. お弁当を食べるのも、Aさんがそろより前にみんなで食べ始めたりするようになりました。
15. 休み時間も、Aさんに話がふられることはほとんどなくなりました。
16. ある日の休み時間、Aさん以外の4人は、先週の日曜日にみんなでみに行った映画の話をしはじめました。Aさんは、映画にさそわれてはいませんでした。ですから、みんなが楽しそうに話す話題に全くついていけませんでした。
17. そして、Aさんは、4人のカバンから5人がおそろいでつけていたキーホルダーがなくなっていることに気づきました。代わりに、Aさんが見たことのないキーホルダーが4人のカバンにおそろいでついていることに気づきました。
18. Aさんは、グループの中に居場所がないと思い、つらい、悲しいと思うようになりました。そして、学校に行きたくない、と思うようになりました。

いじょう
以上

4 模擬授業後の感想

〈小学校1～3年生〉授業者：阿部 学 教授

- ・ いじめをされている人がいたら、助けてあげる人になる。
- ・ これから困っている人を見つけたら、相談にのってあげる。
- ・ いじめられている人がいたら、どんな言葉を言ってあげるかを考えた。
- ・ みんなが気持ち良くすごすためには、どうすればいいのかを考えた。
- ・ いじめに見えないいじめがあることが分かった。

〈小学校4～6年生〉授業者：真下 麻里子 弁護士

- ・ 自分がいじめられたら、すぐにやめてという。
- ・ 友達や自分がいじめられたときは、友達や先生、親に言う。
- ・ 心の中で思うのは自由なんだと初めて知った。
- ・ もしも周りの友達がいじめられてたら、いじめられている友達に声をかけます。
- ・ いじめ防止授業を受けて、相手が傷ついたらいじめになることやいじめの基準、心のコップ、様々ないじめ防止のことが分かりました。
- ・ いじめの法律があるなんて知らなかったので知れてよかった。

〈中学校〉授業者：真下 麻里子 弁護士

- ・ 人によって感じ方は違うので、それも頭の隅に置いて理解して過ごしていきたいと思いました。
- ・ 心の中で、「むかつく」などと思うことは法律違反ではないことを知った。
- ・ 弁護士の視点から話を聞けて、新しい見方を考えることができました。
- ・ 財産権と人格権の関係を理解することができた。

〈高等学校〉授業者：真下 麻里子 弁護士

- ・ 私は最近恥ずかしい噂を流されたけど、恥ずかしい噂をする行動をした私が悪いのかと自分を責めていました。今回の授業を聞いて、一方的かつ、私が不登校になりそうなくらい辛かったので、先生に相談してみようかなと思いました。
- ・ いじめの定義が分からなかったが、この講義によってより理解が深めることができたためよかった。
- ・ もしこのようなことがあったら、いきなり当事者を責めず、話し合いから始めたいと思います。

〈教職員〉

- ・ 正しいことか正しくないことか、先生の発問で児童の思考が揺らぐ場面が要所にあって非常に勉強になりました。
- ・ いじめを心理的な面から駄目というのではなく、人間の持つ権利を守ること、放棄しないこと等、法を根拠に話をされていたことに説得力があった。
- ・ 友人間のトラブルについて、法律を含む多様な視点から分析することで、生徒たちも新たな気づきを得られたと思う。

5 評価と分析

アンケート結果でも見られるように、児童生徒のいじめに関する法律について問う（１）について、「全く知らない」と回答している人が事前アンケートにおいて２０～３０％いる。また、いじめについての理的理解をはかる設問（２）でも小問ごとの回答にばらつきがあり、知識の未定着がうかがえた。

事後アンケートでは（１）について「まったく知らない」の割合はやや減少しているとともに、設問（２）については、高学年と中学生の数値が大幅に好転している。小学校１～３年についても、模擬授業で取り扱った部分については数値が微増している。

感想からも、「いじめの法律があるなんて知らなかったので知れてよかった」「いじめの定義が分からなかったが、この講義によってより理解が深めることができた」などの意見が見られた。

また「いじめといじりの違い」や「傍観者からの脱却」という観点でも「いじめに見えないいじめがあることが分かった」や「友達や自分がいじめられたときは、友達や先生、親に言う」などの意見がみられた。

以上のことから、専門家による模擬授業を行ったことで、児童生徒は法の知識を含めた知的理解が進んだと評価できるだろう。

VI 指導案

Ⅵ 指導案

1 指導案の作成方法と実践

模擬授業の知見を踏まえ、「Ⅰ 研究の概要」で設定した課題を解決するため以下のとおり、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校の5本の指導案を作成した。

(1) 作成の方法

- ①小学校 …協力校が所在する茂原市が採択している道徳科の教科書以外を通覧し、いじめに関する教材の中から選定した。その際、単に「いじめを止める」というストーリーのものではなく、いじめについての知的理解、傍観者からの脱却などのテーマに関係が深いものを選定し、実際にそうしたテーマに迫れるような流れで学習できる指導案、ワークシートを作成した。【P33～54 記載】
- ②中学校 …小学校低学年への模擬授業で阿部氏が活用した「Changers」作成の教材の中から、中学校生活において起こりがちなテーマを選定し、いじめや集団心理（よりよい集団とは）などを主題として学習できるような指導案・ワークシートを作成した。【P55～61 記載】
- ③高等学校…模擬授業で真下氏が実施した法的視点を踏まえたいじめ防止授業の続編である。いじめの構造を理解すること（四層構造）と傍観者脱却に主眼を置き指導案を作成した。ワークシートやシナリオは真下氏が作成したものである。【P62～68 記載】
学校で実践する際は、まず模擬授業で行ったもの【P26～29を参照】を行い、次に当指導案を実践することが推奨される。

※なお、各教科書等から引用した教材文や挿絵を使用することに係る著作権について、千葉県教育委員会にて許諾申請済みである。

(2) モデル授業の実践

上記のような方法で作成した指導案を使用した授業を周知するため、下記のような実践を行った。

- ①協力校におけるモデル授業実践（令和7年11月～令和8年1月）
 - ・実施規模は各校ごとの任意（学級単位または学年単位など）
 - ・授業者以外の教職員は参観
- ②モデル授業実施学級以外の学級で実施➡研究の成果が全校に普及

※実施したモデル授業のうち、小学校中学年用以外は文部科学省による動画撮影が行われた。編集の上、文部科学省ホームページに掲載予定である。

2 指導案の内容

(1) 小学校低学年向け

単元名：正しいと思うことを

「ある日のくつばこで」（日本文教出版）

内容項目：A 善悪の判断、自律、自由と責任

1 指導観

本授業は、いじめの未然防止や早期発見に向け、傍観者を減少させ、被害者のために行動できる児童を育成することを目指して設定した。

児童はいじめを目前にすると、自分が被害者となることへの恐れや加害児童との人間関係などから、必ずしも瞬間的に正しい判断ができなかったり、適切な行動をとれなかったりすることがある。本時では、そうした児童の葛藤に対して、主人公を通じて共感しつつ、その中でいかに自分が正しいと思う言動ができるかを重視している。このため、教材文をすべて取り上げるのではなく、児童が葛藤を感じた場面までとした。本時を通じ、意地悪に対して正しく判断し、実行することが大切だと伝えたい。

2 本時の指導

(1) 目標

友達の意地悪な行為を目撃した時に、正しいと思うことを考えて行う大切さに気付き、それを進んで行う態度を育てる。

(2) 展開

過程 時配 形態	学習活動と主な発問 ◎中心発問 ○発問 ・予想される児童の反応	指導上の留意点 ○指導と支援 ★評価	資料 教具
導入 7分 一斉	1 教員の体験談などを基に自分の経験を想起する。 ○友達とケンカをして、気持ちがいちいち悪くなっているとき、どうすればすっきりするでしょうか。 ・友達と話し合った。 ・別の誰かに相談した。 ・友達に仕返しをした。	○児童の経験を想起することで、ねらいとする価値への方向づけをする。 ○場面をイメージできるように、授業者が具体的な（相手も悪いと思われるような）エピソードを話すのも良い。 ○事前アンケートの結果と関連して話しても良い。 ○意見が出にくい場合はペアで話し合わせても良い。 ○その場で児童が発言したことを指導せず、受容的に聞くことで、話しやすい雰囲気を作る。	
いじわるをされている友だちのためにどんなことができるかな。			

展開 28分 個別 一斉 終末 10分 一斉 個別	2 教材文を読んで話し合う。 ○「だれにも言わないでね。」と言われて顔を見合わせたまり子さんはどのような気持ちでしたか。 ・どうしよう。 ・くみ子さんに教えてあげないと。 ・かずみさんに「だめ」と言わないと。 3 まり子さんの気持ちになって話し合う。 ◎もしあなたがまり子さんなら、このあとどうしますか？ ・かずみさんに注意する。 ・今日のことを先生に言う。 ・くつをもどしてあげる。 ・なにもしない。 ・くみ子さんと仲良くしてあげる。 4 話し合った内容などを発表する。 5 本時の振り返りをする。 ○今日の感想や学んだことを書きましょう。 ・いけないことはしっかり伝える。 ・困ったことがあったら先生に相	○「顔を見合わせる時はどんなとき？」などと問い、まり子の戸惑いを感じさせるとともに、いじめを防ぐための正しい行いの難しさについて考えさせる。 ★いじめについて、関係者との人間関係や背景、自分の感情に関係なく、それを良くないことと捉え、正しいと思う行為について述べているか。 ○書いたらペアで話し合う。 ○学級の状況によっては端末を使用してもよい。 ○補助発問として ・「もしかずみさんに『だめだよ』といったら怒るんじゃないかな」 ・「かずみさんともものすごく仲良しだったらどうする？」 などと問い、人間関係や感情に左右されることの問題点に気づかせる。 ○「どうしてそうするの」とその理由を問うことで、さらにいじめが良くないことだという思いや、正しいことをする喜びを感じさせる（無理には追及しない）。 ○学級の状況によって、役割演技やペープサートを導入する。 ○被害者に寄り添ったり、教師に報告したりすることも「勇気を出して正しいことをした」と捉え、称賛する。	教材文 ワークシート
---	--	--	--

	談する。 ・いじめられた人にやさしくしてあげる。		
--	-----------------------------	--	--

(3) 板書計画

ある 日の くつばこで

 いじわるをされた友だちのために、どんなことができるかな。

○友だちとケンカをしたとき・・・

- ・友だちとはなしあう。
- ・だれかにそうだんする。
- ・しかえしをする。

○「だれにもいわないでね。」といわれてかおを見あわせたまり子さんはどのような気もちでしたか。

まり子
さんの絵

- ・どうしよう。
- ・くみ子さんにおしえてあげないと。

○じぶんがまり子さんだったら・・・

- ・かずみさんにちゅういした。
- ・きょうのことを先生にいった。
- ・くみ子さんとなかよくしてあげる。

まり子
さんの絵

○きょうのかんそうや学んだこと。

- ・いけないことはしつかりつたえる。
- ・こまったことがあったら先生にそうだんする。

◆この指導案は教材文129ページまでを提示する案である。

別案として最後まで教材文を活用するものを、以下の流れで想定している。

- ・導入―展開 発問①顔を見合わせたときの気持ちまでは共通
- ・その後 発問②心が曇っている理由―発問③心が晴れたまり子は何をしたと思うか―終末（共通）

ある 日^ひの くつばい^{くつばい}だ

なまえ ()

ある 日^ひの 三時間^{さんじかん}目^め、たいいく^{たいいく}の じゆせ^{じゆせ}ようが もら^{もら}すぐ はじまる とく
う とき^{とき}の こと^{こと}です。たいいく^{たいいく}か^かんに ついた まり子^{まりこ}せんは、教室^{きやうしつ}に 赤白^{あかし}ぼ
うを わすれた こと^{こと}に 気が ^ききま^{きま}した。としお^{としお}せんも 同じ^{おな}ように 赤白^{あかし}ぼ
うを わすれたこと^{こと}です。二人^{ふたり}は、いそいで へう^{へう}に行きま^いした。

教室^{きやうしつ}から たいいく^{たいいく}か^かんに もどろうとして、くつばい^{くつばい}の へう^{へう}を 通^{とほ}る とき、
同じ^{おな}クラスの かずみ^{かずみ}せんが くつばい^{くつばい}のへう^{へう}に いる こと^{こと}に 気が ^ききま^{きま}
した。

「かずみちゃん。」

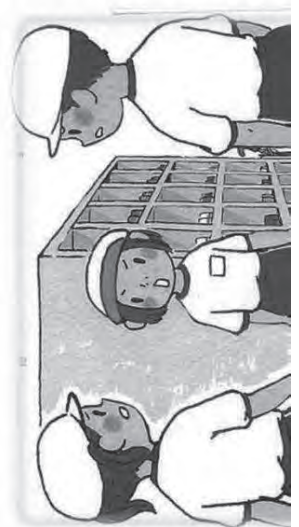
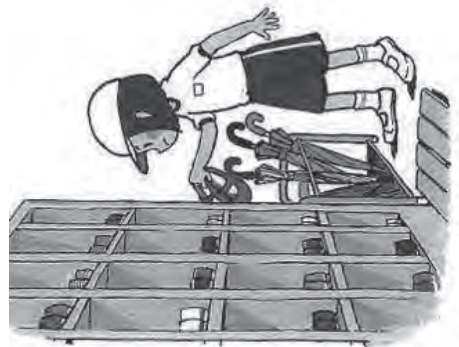
と、声^{こゑ}を かけよう^{かけよう}とした その とき^{とき}です。
かずみ^{かずみ}せんが だれか^{だれか}の くつ^{くつ}をかき^か立て^{たて}の 後^{うし}ろ
に そつと か^かくしたのが 見^みえま^えした。

まり子^{まりこ}せんたちが びつくり^{びつくり}して いると、ふりむいた かずみ^{かずみ}せん
目^めが 合^あいました。

かずみ^{かずみ}せんも びつくり^{びつくり}したような 顔^{かお}を しま^{しま}したが、
「そつと くみ子^{くみこ}ちゃんと けんか^{けんか}したの。
だれ^{だれ}にも 言^いわな^ないでね。」

と 言^いって、たいいく^{たいいく}か^かんの 方^{ほう}に 走^{はし}って い^いきま^ました。
か^かくしたの^のはくみ子^{くみこ}せん^の くつ^{くつ}だ^だった^たのです。

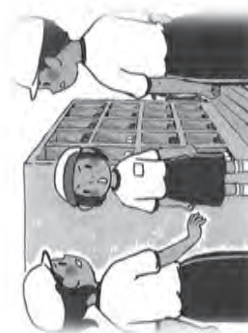
まり子^{まりこ}せん としお^{としお}せんは 顔^{かお}を 見^みあ^あわせま^ました。



ある 日の へいそいど

() 年 () 組 なかへ ()

○あ、あなたが かりかへん なら、いそいど へいそいど。



○あ、いそいど かんさう を せんたーいそいど を かりかへん。

(2) 小学校中学年向け

単元名：判断したことは自信をもって（正しい判断、自信をもって）

「サルのものまね」 ※参考図書「いっしょになって、わらっちゃだめだ」（東京書籍）

内容項目：A 善悪の判断、自律、自由と責任

1 指導観

本単元は、いじめの未然防止や早期発見に向け、加害者はもとより傍観者を減少させ、被害者のために行動できる児童を育成することを目指して設定した。

使用する教材文については、全て取り上げるのではなく、児童が葛藤を感じた場面までとした。また、「いっしょになって、わらっちゃだめだ」（東京書籍）を参考図書とし、単元名を独自に変更し「サルのものまね」とした。

事前に教材文を朝の読書の時間等（学校の実態に合わせ）で読んでおくことや「いじめアンケート」を実施するようにした。そうすることで、授業内での活動時間の確保やいじめに対する学級の実態を把握することができるだろうと考えた。

日常の学校生活においても、物事の善悪についての確に判断するように指導している。そのため、何が正しいか、どうすれば良いかは、多くの児童が頭の中では理解できると考える。しかし、正しいことと知りつつも、なかなか行動できなかつたり、悪いことと知りながらも周りに流されたりして、正しい判断や適切な行動が実行されない場合もあると考えられる。

そのような現状を踏まえ、本単元では、以下の3点に重点を置き、指導にあたっていく。

- (1) 正しいと判断したことは、勇気や自信をもって行動することの大切さについて気付かせる。
- (2) いじめられている人に対し、様々なサポートの仕方があることを確認する。
- (3) 一人一人が自分にできる方法で、いじめに「NO」という意志を表示する意識をもって、教室の空気を変えていこうとする心情を養う。

2 本時の指導

(1) 目標

まわりで「いじめ」をしているところを見た時に、正しいと判断したことは、自信をもって行動しようとする態度を育てる。

(2) 展開

過程 時配 形態	学習活動と主な発問 ◎中心発問 ○発問 ・予想される児童の反応	指導上の留意点 ○指導と支援 ★評価	資料 教具
導入 3分 一斉	1 事前に行ったアンケートの結果をもとに良くないことをしている場面を見た時、どのような行動をするかについて考える。 ○授業の前に行ったアンケートの結果をみんなで確認してみよう。 ・やめなよと、声をかける。	○イラストを大型モニターに投影し、児童が視覚的にも場面をイメージしやすいようにする。 ○提示したいじめを連想させるイラストを基に、良くないことをしている場面を見た時にどうするかを問う。 ○児童の発言をもとに、良くないこ	具体的な場面を表したイラスト 大型モニター 教師用タブレット

	・注意する。 ・先生に言う。 ・かわいそうだけれど注意できない。 ・どうしてよいかわからない。など	とだと理解していても行動に移せない人間の弱さに目を向け、問題意識をもたせ、学びの主体意識を高める。	端末
まわりで、からかいやいじられているのを見た時、どのような行動をすればよいだろうか。			
展 開 25分 個人 ↓ 一斉	2 教材文（別紙）を基に、ゆうじの気持ちを考える。 ○ゆうじは、「サル。」と言われ続けているが、なぜ黙ったままなのでしょう。 ・怖くて言い返せない。 ・だれかが助けてくれるかと思っている。 など	○ワークシートを配付する。 ○事前に読んでおいた教材文の場面を振り返る。 ○ゆうじの気持ちを考えさせ、嫌がっている人に対して、笑ったり、からかったりする行為は「いじめ」だということを認識させる。 ○数名の児童に発表させる。	別紙 ワークシート
一斉	3 からかわれているゆうじに対して、何もできないでいる『ぼく』の気持ちについて話し合う。 ○みのるたちからかわれているゆうじに対して、何もできないでいる「ぼく」は、どんな気持ちだったのでしょうか。 ・どうしたらいいのだろう。 など	○ゆうじをかわいそうに思い、何とかしたいが、みんなの雰囲気にもまれ、何も言い出せないで葛藤している「ぼく」の心情をとらえ、共感できるようにする。 ○数名の児童に発表させる。	
個人 ↓ 一斉	4 みのると「ぼく」が、目が合った時、どんな思いだったかを考える。 ◎みのると「ぼく」が、目が合った場面がありましたが、もし自分だったらその時にどう思いますか。 ・ぼくは一緒になってからかうのはいやだ。 など	○自分に視線を向けられた時に、どう思うかを考えさせ、ワークシートに記入させる。 ○自分にできることを、堂々と自信をもって行うことの大切さを捉えさせる。 ★善悪を判断し、自信をもって行動することについて考えている学習状況を把握する。	ワークシート
グループ	5 グループで話し合い、自分の思ったことを友達と伝え合う。	○3～4人の小グループを作り、自分が思ったことを伝え合うようにさせる。	
終 末	6 「いじめを見ている人」、「周囲	○吹き出しには、自分だったらどう	ワークシ

17分 個人	の人たち」についてのイラストを見て、自分だったらどうするか考える。 ○吹き出しに、自分だったらどうするか、自分の考えをワークシートに書いてみましょう。 ・先生に相談してみようかな。 ・友達を遊びに誘ってみよう。 ・やりすぎじゃないかな。 など	するかを考えさせ、ワークシートに書かせる。 ○数名の児童に発表させる。 ★善悪を判断し、自信をもって行動することの大切さを考えながら、自分を見つめている学習状況を把握する。	ート 大型モニター 場面を表したイラスト 教師用タブレット 端末
一斉	7 教師の説話を聞く。 【教師の説話の例】 ・いじめに対し、自分をかばってくれたことにより、また、その場から離れた場面でサポートされたり励まされたりして勇気づけられた事例を紹介する。	○1～2分程度の短時間で、実際にいじめられていた人の言葉や友達の勇気ある行動に、とても心を響かされた経験談を話す。 ○正しいと判断したことは、勇気や自信をもって行うことについて気付かせる。 ○いじめられている人に対し、様々なサポートの仕方があることを確認する。	

〈板書計画〉

自分だったらどうするかを考えてみよう。

- ・先生に話してみよう・・・
- ・友達を遊びに誘ってみよう。
- ・やりすぎじゃないかな。

ぼく



どうしたらよいか、
わからない・・・

↓

みのもと目が合った

サルのものまね

みのもる



サルだな「サル」「サル。」

↓

ゆうじ



いじめ

・こわくて、言い返せない。

・だれかが助けてくれるかもしれないと思っている。

・いやだけれど、がまんしている。

ゆうじは、なぜ、だまっただままでのいるのだろうか？

それは、^{ひるみ} 圓体み、^{みんな} みんなで ^{はな} 話を ^{して} いらしたおれに、

ういすでうちはん^{げんき}に気がもち、

「おい、こつ、なにかににらなう。わうににらなうぞ。」

と聞くと、みんなをわらわせた。みんなは、

「にら、にら。」

と聞くなから、^て 手をたたくもあつた。

「おい、お、おれた。おハッピーだ。」

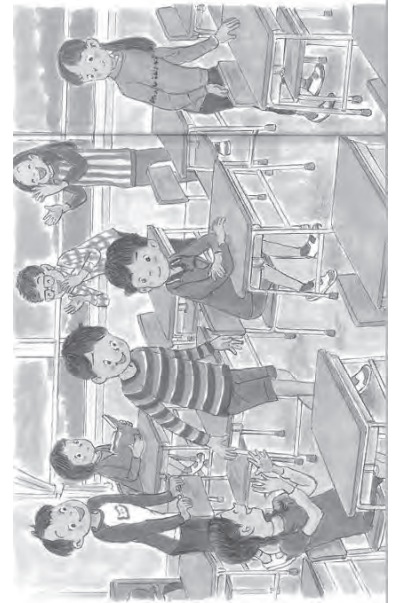
おい、お、ういす^{くろ}と^{かお}顔をしたが、

「サッサー、サッサー。」

う、わいのおれをういすから、わいのういす^{まえ}と^うおれたちの前を通り

^{ういす} 血分のおれにわいた。おれは、おれに^つ 顔^みをういすを見、

おれはういすわいた。



^{ひる} 次の日の朝、^{おれ} おれが ^{おれ} 教室に入る、^{おれ} おれは、^{おれ} おれは、

「わい。」「わい。」

ういすでういす。おい、お、おれと^{おれ} おれ。近^いにういす、

「おれと^{くろ} おれ。返^く事をういす。」

ういすをかいた。おい、お、おれと^{おれ} おれ。おれと^{おれ} おれ。

みんながまたわらう始めた。

「わい。」「わい。」と^{おれ} おれと^{おれ} おれ。おれと^{おれ} おれ。おれと^{おれ} おれ。

おれと^{おれ} おれ。おれと^{おれ} おれ。おれと^{おれ} おれ。

朝あさの始はじめだ。ほへ、

(ふいっとならうんだ、ふいっとならうんだ。)

う腹はらのどへり返かえった。 | 時とき間かんのどき物ものちにどか、

そのどかあ、う腹はらかいせられなかつた。

(ふいっとならうんだ、ほへ、ほへ、ほへ、ほへ、)

うらなりの都みやこだか、腹はらにいかんた物ものだ、ほへ、ほへ、

ど物ものにわらうどわらうた。ふいっとならう。。。。。

休み時間やすみじかんになった。また、もろもろ、ふいっとならう、

「おハハ。」

うもんだ。もろもろの都みやこだか、ふいっとならう、

わらう始はじめた。もろもろ、ほへ、ほへ、ほへ、

ほへ、う腹はらかいせられた。



「おれもあね」

ねん
年

くみ
組

ばん
番

な まえ
名 前 (

)

【登場人物】

あね



おれ



あへ



あねとあへが会った時、「あへ」はあへに話したたてにたへ。



か

ゆっしは、

- ・サル に にてるよな。
- ・モンキー。
- ・キツ、キー、ベイビ。
- ・サル、サル。キツ、キー。
- ・モンキー。

136



(例)

アンケート

★^{つぎ}次の^{しつもん}質問について、あなたの^{かんが}考えを^{おし}教えてください。

(^{なまえ}名前は^{きにゆう}記入しません。自分の^{じぶん}素直な^{すなお}気持ちで^{きもち}答えて^{こた}ください。)

① あなたのまわりで、きらいだから（いやだから）などを^{りゆう}理由に、

「^{なかま}仲間はずれにされている^{とも}友だち」がいたら、

あなたは、どうしますか？

② あなたのまわりで、おもしろそうだから・・・などを^{りゆう}理由に、

「^{もの}ものをかくされている^{とも}友だち」がいたら、

あなたは、どうしますか？

うらに^{つづ}続きます。

③ あなたのまわりで、遊ぶ^{あそ}ふりをして、「ひどくぶつかられたり、

たたかれたり、けられたりする友^{とも}だち」がいたら、

あなたは、どうしますか？

④ あなたのまわりで、おもしろそうだから・・・などを理^り由^{ゆう}に、

「いやなことや、はずかしいことをさせられている友^{とも}だち」

が いたら、あなたは、どうしますか？

(3) 小学校高学年向け

単元名：いじめをたち切る正義

「わたしのせいじゃない」（日本文教出版）

内容項目：C 公正、公平、社会正義

1 指導観

本授業は、いじめの未然防止および早期発見を目的として、加害者だけでなく傍観者の存在にも着目し、被害者のために行動できる児童の育成を目指して設定したものである。児童はいじめの場面に直面した際、「自分が被害者になるかもしれない」という不安や、加害者との人間関係への配慮などから、必ずしも即座に正しい判断や行動ができるとはかぎらない。

本時では、一人一人が自分にできる方法でいじめに「NO」という表示する意識をもち、教室の空気を変えていこうとする行動をとれるかどうかを重視している。導入では、児童が抱える心配や葛藤に寄り添いながら、いじめに対する複雑な感情を共有する場を設ける。展開では、傍観者の立場に焦点を当て、傍観者の迷いや葛藤を理解し自分にできる行動について多面的・多角的に考えさせる。個人思考からグループ討議、再度の個人思考という流れを通して、児童が他者の意見に触れながら自分の考えを深めることを重視する。話し合いの際には、司会や話す順番、質問の仕方などを事前に決めておくことで、議論の活性化を図る。また、学習支援ソフトを活用し、意見の共有や分類を行うことで、児童の気づきを可視化し、いじめに対する具体的な対応策を明確にしていく。終末では、児童が自分にできる方法でいじめに「NO」という意思を示すことの大切さに気づき、教室の空気を変えていこうとする心情の育成を図る。

いじめの未然防止を実現するためには、児童一人一人がいじめに気づき、被害者のために自分なりの方法で行動することが重要であるということを伝えたい。

2 本時の指導

(1) 目標

いじめに対して傍観者の立場になった時に、自分が出来ることを理解しいじめを断ち切るために気付いて、動こうとする態度を養う。

(2) 展開

過程 時配 形態	学習活動と主な発問 ◎中心発問 ○発問 ・予想される児童の反応	指導上の留意点 ○指導と支援 ★評価	資料 教具
導入 5分 個人 ↓ 一斉	1 事前に行ったアンケートの結果をもとに思ったり、考えたりしていることを発表する。 ○アンケートで聞かれたことと同様な場面を見たとき、どんな気持ちになりますか。 ・とても悲しくなる ・いじめられている子を助けたい。	○事前にいじめに対してアンケートを取っておく。 ○泣いているこの挿絵を黒板に貼ることで、いじめについてイメージしやすくする。 ○いじめを止めることの困難さを確認する。	被害者の挿絵 ワークシート

展開 30分 個人 ↓ 一斉	・注意したら、自分もいじめられそう で怖い。		
	いじめ見かけた時には、どのようにすればよいだろうか。		
	2教材「わたしのせいじゃない」を読んで考え、話し合う。 ○この子は、なぜ泣いているのでしょうか。 ・いじめられているから。 ・叩かれたから。 ・悪口を言われたから。 ・男のくせにと言われたから。 ・誰も助けてくれないから。 ・クラスでひとりぼっちな気持ちになっているから。 ◎泣いている子の周りにいた①から⑤の誰にどのような声掛けをしますか。 ・「見ているだけでよかったの？」と声を掛けます。理由は、いじめに気づいたら先生や大人に相談することが大切だと思うからです。 ・「怖い気もちわかるよ。一緒に先生に伝えにいこう。」と伝えます。理由は、後からでも、助ける方法があるからです。 ○グループ話し合った内容を発表し、いじめを見かけたときに大切な考え方はどのようなものか考えまし	○登場人物の方便に納得してしまう児童もいるが、「本文に表れている現象はいじめです。」とはっきり指摘する。 ○なぜ起こってしまったのか、関係ない人はいるのか、なぜ続いてしまったのか、責任の重い人軽い人はあるのかなど、いじめの原因や関係性、責任の重さなどを考えるための補助的な問いかけを行う。 ○傍観者の立場の迷いや葛藤を踏まえ、どのように行動すべきかを考える。 ○グループ討議では、3人組で①～⑤のテーマから1つを選び、泣いている子に対する自分の声掛けする内容とその理由を発表する。その後、質問・意見・感想を交わし、必要に応じて声掛けを修正する。全員の発表後に、学習支援ソフトで考えを共有する。 ○話し合いが終わったグループは、別の傍観者への声掛けについて、同じ流れでもう一度討議を行う。 ★①～⑤の登場人物の考えや気持ちを想像しながら、いじめを止めるためのアドバイスが発表できているか。 ○発表が終わったら、学習支援ソフトを使って意見を学級全体で共有する。	被害者の挿絵 ①～⑤の挿絵 いじめの四層構造の図

終 末 10分 一斉	よう。 ・いじめかもしれないと思ったら、先生や親に伝えるようにする。 ・一人では難しい場合は、いじめと一緒に止めてくれそうな人を見つけて行動する。 ・いじめがある限り、そのクラスに関係のない人はいない。 3 今後の自分のあり方について考える。 ○身近で見かけた「いじめ」に対して、あなたはどのようにしていきたいですか。 ・「いじめ」を見つけたら、見て見ぬふりをしないで先生に伝えるようにする。 ・自分で解決できない問題だと感じた場合は、ためらわずに誰かに相談する。	○教師は児童の発表を板書し、 ○：被害者を直接守る行動 ☆：間接的に守る行動 □：被害者に寄り添う行動 に分類し児童の気づきにつなげる。 ○もし児童の意見が「加害者を止める」ことに偏っている場合は、導入の意見を振り返り、誰でもその行動ができるのかを考えさせる。 ○いじめを見かけた時の大切な考え方をもとに、実際に自分にできる行動を考える。 ○被害者への多様な支援方法を確認する。 ○一人一人がいじめに「NO」を表示する意識をもち、教室の雰囲気を変えていこうとする心情を養う。 ★いじめの未然予防には、気づきと自分なりの支援行動が重要であることに気づくことができたか。	
---------------------------	---	---	--

板書

○いじめを見かけた時には…

- ・止めたいけれど、止めるのは難しい。
- ・注意したら、自分も…
- ・とても悲しくなる。

わたしのせいじゃない



○被害者を救うために傍観者の①から⑤へ声掛け…



☆知っていたなら、先生に伝えれば…



□やられているのを見たなら、なぐさめて…



☆見たのなら、助けを呼んであげたら



☆見ているだけでよかったのかな



□ほっといてよかったのかな。話を聞いてあげれば

○身近で見かけた「いじめ」に対して…

○いじめを見かけたら、見て見ぬふりをしないようにする。よくないと伝えるようにする。

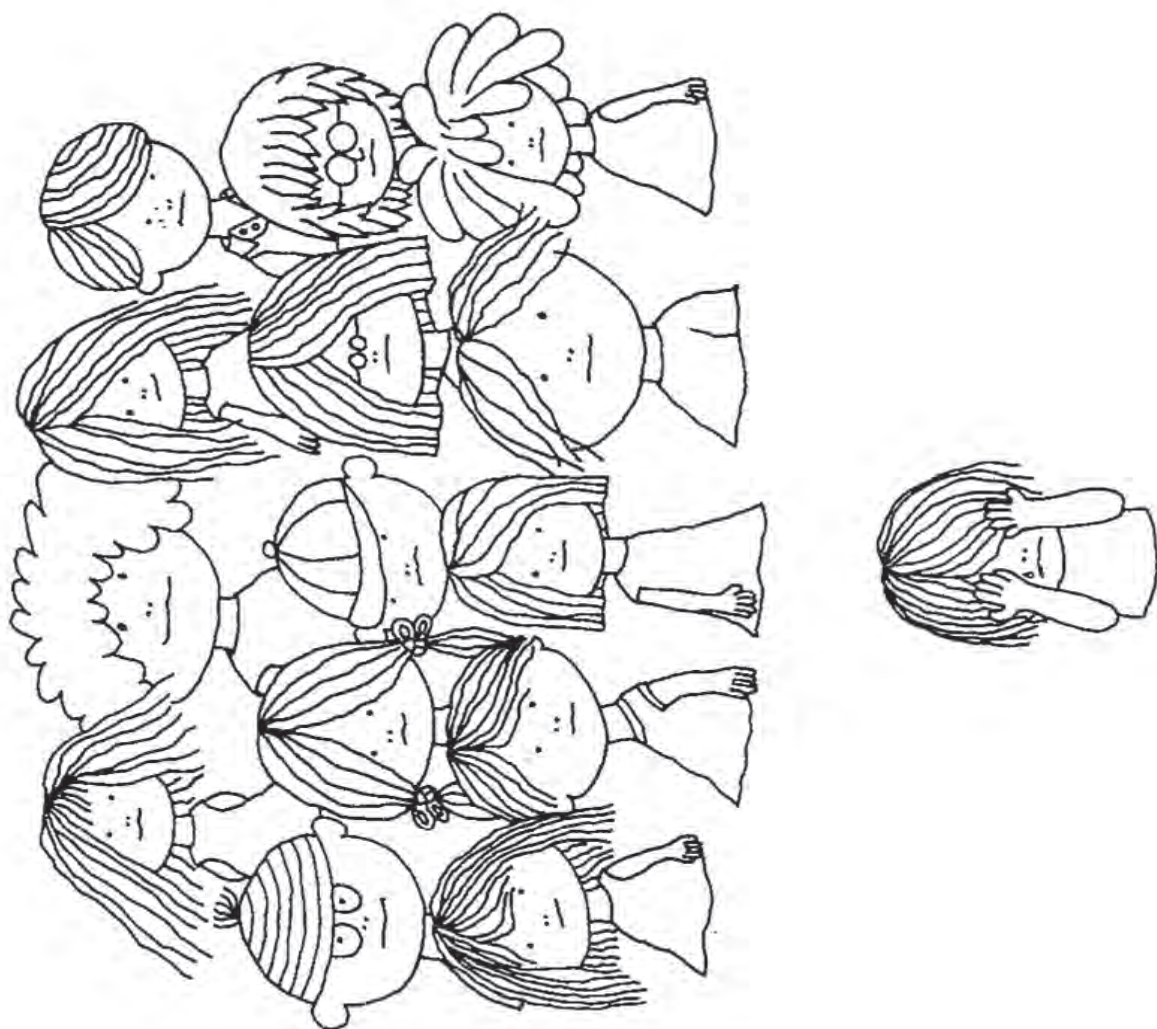
☆自分で解決できない問題だと感じた場合は、ためらわずに誰かに相談する。

□悲しんでいる子のそばにいてあげるようにする。

いじめの被害者を助けるためには、早くいじめに気づいて、被害者のために自分にできる行動をすることが大切。

わたしのわんぱく仲間

△わたしのわんぱく仲間、みんな「わたしのわんぱく仲間」の仲間。



おはようございます

おはようございます

おはようございます



おはようございます

おはようございます

おはようございます



おはようございます

おはようございます

おはようございます



おはようございます

おはようございます

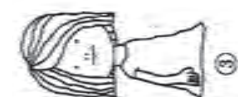
おはようございます



おはようございます

おはようございます

おはようございます



おはようございます

おはようございます

おはようございます

おはようございます

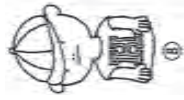
おはようございます

おはようございます



面おもてうきおもて

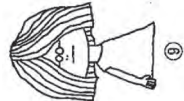
おもてか かわいそうなんだ



おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ



面おもてうきおもて

おもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ



かわいそうなんだ

かわいそうなんだ

かわいそうなんだ



おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか



おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ



おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ

おもてかおもてか かわいそうなんだ



わたしのせうじやなう

ねん ぐみ ばん な まえ
年 組 番 名 前 ()

〇ういめを見た時にどんな気持ちになりますか？



〇このういめを止めるために、①～⑤の人にもういめに話しかけましたか？

番号

〇私たちの意見を聞いてきこえた人が書きました。



番号

★最近に見かけた「ういめ」に対して、あなたももういめにうたをうたわね。

(例) アンケート (高学年用)

★次の質問について、あなたの考えを教えてください。

(名前は書かなくてかまいません。自分の正直な気持ちで教えてください。)

- ① あなたのまわりで、「きらいだから」「いやだから」などの理由で、
「仲間はずれにされている友達」を見たら、あなたはどうしますか？

- ② あなたのまわりで、「おもしろそうだから」などの理由で、
「持ち物がかくされている友達」を見たら、あなたはどうしますか？

- ③ あなたのまわりで、遊んでいるふりをして、「強くぶつかられたり、たたかれ
たり、けられたりしている友達」を見たら、あなたはどうしますか？

- ④ あなたのまわりで、「おもしろそうだから」などの理由で、「いやなことや、
はずかしいことをさせられている友達」がいたら、あなたはどうしますか？

（４）中学校向け

単 元 名：過剰な盛り上がりと集団心理

「もえあがる応援席」※出典：「いじめや人権、話し合おう、変えていこう。Changers（チェンジャーズ）」誰でも無料で活用できる教材シリーズ第11弾

内容項目：C－（15）よりよい学校生活、集団生活の充実

1 指導観

いじめや人権侵害にあたる行為がなされる背景の一つには、集団の雰囲気の影響があると言われている。一人でいるときには道徳的・倫理的なふるまいをするよう気を付けることができていても、集団でいるときにはその場の雰囲気に流され、規範意識が薄れることがある。

本教材は、スポーツの応援が過剰に盛り上がりすぎてしまう場面を手がかりとして、集団の雰囲気と規範意識の関係について考えるものである。スポーツの応援の中では、最初は純粋な気持ちで応援していたものの、応援しているチームを勝たせたい気持ちが盛り上がりすぎてしまい、つい人を傷つける言動が起こりうる。応援をしている側は軽い気持ちで声をかけているだけかもしれないが、言われた側や聞いている側は、傷ついたり、不条理感を感じさせられたりすることがある。本教材を通して、一度つくられた雰囲気の中で自分はどう行動すべきか、また、そうした集団の雰囲気を未然に防ぐことはできるのかということを考え、一人一人が集団の中での自分の役割と責任を自覚して、集団への帰属意識をもち学校生活をより充実したものにしようとする機会としたい。

2 本時の指導

（１）目標

過剰な応援のため、試合に勝ってもうかない顔をしている主人公の心情に寄り添うことで、自らの所属する集団が充実するためにとるべき言動について考え、よりよい学校生活を送ろうとする実践意欲を育てる。

（２）展開

過程 時配 形態	学習活動と主な発問 ◎中心発問 ○発問 ・予想される生徒の反応	指導上の留意点 ○指導と支援 ★評価	資料 教具
導入 5分 一斉	1 今日のテーマについて想像をふくらませる。 ○学校生活が充実していると思うときは、どんなときか。 ・友達との関係が良好なとき ・授業内容が理解できたとき ・部活動に取り組んで成果がでたとき ・行事に向かって協力しているとき	○これまで経験してきたクラスの行事を振り返りながら集団への関わり方について自覚的になるよう話をする。	大型モニター
よりよい集団であるためには、何に気を付けたらよいのだろう			
展開 35分 一斉	2 教材「もえあがる応援席」を視聴する。 ○視聴した感想を伝え合おう。 ・最初はよかったけれど、途中からおかしくなっていくた。	○内容が伝わりづらかったようであれば、何が起こったのかということを確認する。 ○生徒の感想から、次の発問につなげる。	

個人 ↓ グループ ↓ 一斉 終末 10分 個人 ↓ 一斉	・勝敗がからむと相手の悪口を言ってしまうがちになる。 ・身の回りでも同じようなことがあった気がする。 3 カノンのもやもやしている心について考える。 ◎カノンは、どうして勝ったのにもやもやしているのだろうか。 ・応援がおかしかったから。 ・あの発言はいじめにあたるのではないか。 ・対戦していた自分たちは、全く思いもしないひどい言葉が、なぜ次から次へ出てきたのか。 ・なぜ、おかしな応援になっていったしまったのだろう。 ・応援するときに、感情的になったり熱くなったりすることはよくあることだと思う。 ・相手チームに申し訳ない。 ○カノンは、クラスのためにもりあがる応援席に対して、どんな思いをもっただろう。 ・クラスのために応援してくれているから、仕方ない。 ・自分は心から喜べない。 ・よくない気がするが、どうしたらよかったかは分からない。 ・相手クラスの応援団はどんな応援をしたのだろう。 ・自分たちが負けていたら、何を言われていたのだろう。 4 今日の授業を振り返る。 ○全員が心から「よかった」と思えるために必要なことは、どんなことだろう。 ・おかしいと気付いた人が声をあげられるようにする。 ・相手を尊重する心をもつ。 ・SNSでも気を付けた方がよい。 ・注意された人も受け入れる。 ○授業の振り返りを書こう。 ○級友の振り返りを読んで、自分の考えを深めよう。	○最初から応援はおかしかったのかを振り返り、応援が過激なものになっていった過程を想像できるようにする。 ○生徒の考えをつなぎ、議論へと発展するよう促す。 ○偏った意見しか出なかった場合、切り返しの発問で生徒の考えを深める。 ○カノンが試合に勝ってもうかない顔をしている現状を捉えられるよう議論を進行する。 ○集団が悪い雰囲気に向かったときどうすればよいのか、多面的、多角的に考えられるようにカノン、自分のクラス、相手のクラスという3つの視点を示して、共有する。 ○中心発問から議論したことをもとに、ねらいが自分事になるよう発問する。 ○テーマを意識した振り返りを書いているか確認する。 ○SNSなど日常生活に目を向けさせ、冷やかしいいじめにつながらないようにするにはどうしたらよいか考えさせる。 ○個の振り返りを1人1台端末に入力し、全体で共有する。 ★利己心や狭い仲間意識を克服し、協力し合って集団生活の向上に努めようとしている。 (1人1台端末)	1人1台 端末
---	---	---	--------------------

燃え上がる応援席

よりよい集団であるためには

○「燃え上がる応援席」を見て

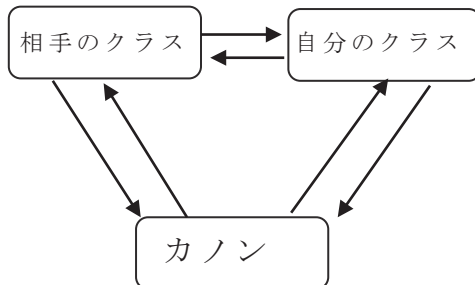
・最初はよかったけれど、途中からおかし
くなった

○カノンは、どうして勝ったのにもやややし
ているのだろう



・応援がおかしかった
・いじめと言えるのでは
ないか

○それぞれどんな思いなのか



○全員が「よかった」と思えるために必要な
こと

・おかしいと声をあげる
・相手を尊重する心をもつ

【補足】記号について

N……ナレーション

M……その人物のモノローグ（心の声）

セリフの中にある括弧書き……心情や状況についての補足

S E……効果音

主な登場人物と設定

- カノン 小6女。スポーツが大好き。素直で優しい性格であり、普段からみんなで協力してなにかをやりとげようと頑張る。バスケットは未経験であるが、一生懸命練習してきた。
- 応援席
 - A・B……（小6男）自分のクラスが優勢で、応援がもりあがる中、気持ちも大きくなり、普段はあまり言わないような相手のプレーを嘲るようなことを言ってしまう。
 - C……（小6女）前の二人と同じく、相手を嘲ることを言ってしまう。プレーと関係のない姿勢に関するとも言ってしまう。
 - D、E……（小6女）真剣に応援するあまり、相手チームのプレーに対して強く言ってしまう。

1コマ目 バスケットの試合にのぞむカノンたち。

N カノンの通う学校では、クラス対抗のスポーツ大会があります。スポーツが大好きなカノンは、バスケットボールの試合に出ることにしました。今日は、いよいよ大会本番。カノンたちは、この日のために力をあわせて練習をがんばってきました。

カノン みんな！ 今日絶対勝とうね！

クラスメイト達 おー！

2コマ目 活躍するカノン。盛り上がる応援席のクラスメイトたち。

S E ドリブル、シューズの擦れる音などプレー中の音

カノン いけーっ！ 入れー！！（シュートをして、入るよう願う声）

S E ゴール音、歓声

カノン やったー！

N 試合では、カノンが大活躍！

何度もシュートを決めます！

応援席みんな カノーン、いいぞー！ ナイシュー！

その調子、その調子ー！！

みんな、がんばれー！！（ポジティブな応援の声があがる。それぞれ別の声）

N クラスメイトのいる応援席も、熱く、もりあがってききました！

応援の声は、どんどん大きくなっていきます。

ところが…。

3コマ目 応援が盛り上がる中、気持ちが大きくなりハメをはずした嘲笑や暴言も

- 応援席 A ははっ。見た？ 今の相手チームのパス。くただなー。
- 応援席 B 見た見た。おーい、何だよそのパスー！ くたくそー！
- 応援席 A B はははは。(イラスト右の2人。相手チームのミスを見下して笑う)
- 応援席 C みんなー、あいつが穴だぞー！ あいつをねらえー！
ほらほらっ、必死になって、変な顔になってるー！
変顔、うけるー！(イラスト中央の1人。隣の嘲笑に影響され、ミスを嘲笑する。容姿についての指摘も加わる)
- 応援席 D はーっ？ 今のフールだろっ！ ぶざけんなよー！
- 応援席 E ずるーっ！ おーい、ひきようだぞー！ 聞いてんのかよー！ …ないわー！(強い言葉を煽るように相手にぶつける)
- N 熱くなった応援席からは、「がんばれ」という声だけでなく、いろいろな声が聞こえるようになってきました。

4コマ目 嘲笑や暴言にとまどうカノンと、一部のプレイヤー。

- 応援席みんな ガヤ「まっとうな応援の声、良くない応援の声が混在する」(がやがやした声がフェードアウト、遠くなって、次のセリフへ。という編集イメージ)
- カノンM みんな…。すごいもりあがってる…。
応援してもらうのは、うれしい…。けど…。(セリフのとおり、

5コマ目 試合には勝ったが、戸惑うカノン。

S E

ホイッスル

N

試合は、カノンたちのクラスが勝利しました。応援席の
クラスメイトたちから歓声があがります！（明るく）

しかし…活躍したはずのカノンは、一人、うかない顔…。
（暗く）

カノン M

試合、勝てて、よかったな…。でも、なんだか、ちょっと
ともやもやするな…。みんなよろこんでるけど、これで
よかったのかな…。まあ、試合には勝ったし、よかった
…のかな…？（勝った嬉しさど、暴言・嘲笑への戸惑いに、混乱してい
る）

応援が盛り上がっているのは嬉しいが、優しい性格のカノンは暴言や嘲笑に
戸惑いも感じる)

終

(4) 高等学校向け

単元名：「いじめの構造」を学ぼう

1 指導観

本授業は、前時で「いじめの定義」を共通理解したことを受けて、「いじめの構造」について学ぶことで、それを参考にどのようにすればいじめの防止につなげることができるか、実践的な行動力を育むことをねらいとする。いじめは、加害者－被害者のみの関係性で構築されているわけではなく、「観衆」「傍観者」も存在しており、これがいわゆる「四層構造」である。とくにもっとも外側から問題を見ている傍観者の立場の人が、いかに行動することが重要かを考えさせたい。

出典：真下麻里子著『弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業』（教育開発研究所 2019年）

2 本時の指導

(1) 目標

いじめの「四層構造」を理解し、その上で傍観者がどのように行動すれば、いじめを抑止できるのか考え、自らの行動に繋げることができる。

(2) 展開

過程・時配 (学習形態)	学習活動・主な発問と生徒の反応	○指導上の留意点（UDの視点も含む） ☆評価（方法） ◎個別の支援	資料
導入 15分 (一斉)	1 教材文を読み、出来事の概要を共通理解する。 ○いじめの定義を復習する。 ○Cさんに対する行為はいじめでしょうか。 ・Cさんが悪口を言われているのでいじめである。 ・Cさんが苦しんでいるかは分からない。	○学習の流れによっては事前に読んでおくことも可。 ・第一時のことを提起し、定義そのものを確認する。 ・Cさんはこのあとどうなるでしょうか。などと問うことで、早期発見の重要性を感じさせる。	教材文 掲示物など
「いじめ」の場にいる人が、それぞれどのように行動すれば、問題を解決することができるだろうか。			
展開 25分 (個別) (一斉)	2 それぞれの気持ちを想像する。 ○それぞれの気持ちを考えてワークシートを完成させよう。 ○記入後、グループで意見交換する。	・特にグループの意見を統一する必要はない。 ・話し合いの過程で自分の意見が変わってもよい。 ・「もしCさんではなく、あなたが	ワークシート

終 末 10分 (一斉)	○全体で共有する。 ・ Dさんが怒るのは当然。 ・ Aさんの気持ちもよくわかる。 ・ Bさんは学級委員なので困っていると思う。 ・ Cさんは、どうしても早起きできず、苦しんでいると思う。 3 それぞれがどのように行動すれば、いじめが防げるか話し合う。 ◎ Cさんがいじめられないように、それぞれの人は「いつ」「なにを」すればよかったでしょうか。 ・ 先生に報告する。 ・ ものまねを止める（Cさんをかばう）。 ・ 今後の練習について、話し合う。 4 いじめの「構造」について知る。 ○「四層構造」の説明を行い、それぞれの立場の人はそのうちどれになるのかを知り、どのように行動すればよいのか考える。 ○「小さなYES、NO」の説明をする。	遅刻したらどうなると思うか」などと追加発問をすることで、Cさんの排除によって問題が解決しないことを共通理解させる。 ・ Aさん～Dさんのどの生徒の意見にも触れるようにする。 ・ どの意見も受け入れつつ、特定の意見のみ賞讃することは避ける。 ○個々の意見を尊重するため、個人で考え発表できるようにする。 ○「このクラスは合唱コンクールで自分の力を発揮できそうか？」 「そもそも何のために朝に練習しているのか？」と追加で問うことで、児童生徒が個々にどのように個人の尊厳を尊重できるか、ルール変更なども視野に入れた考えを出せるようにする。 ○「もし、この問題を解決するのが、合唱コンクール後になった場合、スムーズに進むか」と問い、早期対応の重要性を感じさせる。 ○先生に報告することやCさんをかばうことにリスクがあり、自分の身を守ることが必要であることも話す。 ○Cさんの遅刻を改善させることに収斂しないように配慮する。 ○図示することで、いじめは「被害者」「加害者」の二者間構造ではないことを理解させる。 ○2で出た意見に触れながら、「傍観者」は何ができるのか考える。	ワークシート 掲示物
-----------------------------	---	--	--------------------------

(個別)	○「傍観者の役割」を再確認する。 5 まとめ ○傍観者としてできることがあり、それを実行することでいじめの抑止につながる。	○生徒が「できそう」なものを見出し、行動に移せるものを獲得できるよう、なるべくたくさんの例示をし、承認する。 ○「ほんの少し」「自分にできること」でよいことを確認し、今後の行動に繋がるようにする。	
------	--	--	--

板書計画

四層構造
の図

「いじめの構造」を学ぼう

○「いじめ」の場にいる人が、それぞれのように行動すれば、問題を解決することができるだろうか

○文を読んで考えたことは？

- ・Cさんが悪口を言われているので、いじめである。
- ・Cさんが苦しんでいるかは分からず、いじめだと言えない。

○それぞれの気持ちを考えよう

- ・Dさんが怒るのは当然。
- ・Aさんの気持ちもよくわかる。
- ・Bさんは学級委員なので困っていると思う。
- ・Cさんは、どうしても早起きできず、苦しんでいると思う。

○Cさんがいじめられないように、それぞれの人は「いつ」「なにを」すればよかったでしょうか。

- ・Cさんと一緒に登校する。
- ・先生に報告する。
- ・ものまねを止める。

○いじめの四層構造について

【補足】

- 授業の骨子 ①課題の提示－②各立場の意見を検出－③解決策の検討－
④いじめにおける四層構造の共有－⑤傍観者（または自分）にできることの検出

上記の骨子に沿って学級に応じた題材することも可能

- 本案は高等学校用として作成したが、小学校高学年以降であれば、言葉を簡単にするなどの配慮の上、実施することが可能である。

- 本案は「出典」の著者である真下麻里子氏の監修を受けている。また、以下も参照のこと。

ストップいじめ！ナビ <https://stopijime.org/>

【事例】

1. Aさんの中学校では、毎年1回、合唱コンクールがあります。
2. 下級生であっても優勝することができるので、毎年、どのクラスも本気で練習して優勝を目指します。
3. Aさんのクラス（40名）では、1年生のときに優勝経験のあるBさんが指揮者に選ばれました。Bさんは、成績もよく学級委員長でもあり、みんなの人気者でした。
4. 「Bさんが指揮者なら優勝は間違いない！」とクラス全体が盛り上がっていました。
5. あるとき、Bさんの提案で30分の朝練を始めることになりました。反対する人は誰もいませんでした。
6. ところが、実際朝練をはじめると、必ず10分ほど遅刻してくる人がいました。ソプラノパートのCさんです。
7. Cさんは、いつもより早く起きるのがどうしても苦手なようでした。
8. 何度も遅刻してくるCさんに対し、指揮者のBさんが怒ったりすることはありませんでした。
9. しかし、クラスの中でも特に一生懸命練習しているDさんたちのグループ（4人）から、Cさんに直接言ったりはしないものの、「一生懸命クラスをまとめてくれているBさんがかわいそう。」、「Cのせいでモチベーションが下がる。」、「うちのクラスが優勝できなかったらCのせいだ。」などの声があがるようになりました。
10. そのうち、Dさんたちは、陰でCさんの悪口を言ったり、朝、教室に駆け込んでくるCさんの様子を面白おかしく真似したりしはじめました。
11. それを見て、Dさんたちのグループだけでなく、他の生徒たち（15名ほど）も大きな声で笑ったりするようにもなりました。
12. Aさんは、Aさん自身も朝起きるのが苦手でCさんの気持ちがわかるので、Cさんをかわいそうに思いました。また、クラスのみんなの行動がどんどんエスカレートしているように感じ、少しこわくなりました。
13. でも、Aさんは、みんながDさんたちのモノマネを笑っているのにつられて、声は出さないものの、その場で笑顔になってしまいました。
14. 指揮者のBさんは、特に笑うこともなく、みんなの様子を静かに見ていました。
15. そして、遂に、Dさんたちは、大きな声で「やる気のない人と一緒にいるってことは、その人もやる気がないってことだよな？」などと言いはじめました。
16. それをきっかけに、Cさんに声をかける人が誰もいなくなってしまうようになりました。みんながCさんを避けるようになりました。
17. Aさんは、このままではいけない、何とかしなければと思いました。

以上

ーいじめ予防授業ワークシートー

() 年 () 組 () 番 氏名 ()

1 ワーク 1

各場面での登場人物の気持ちや考えを想像して、書いてみましょう。

(1) 場面 9 の D さんたち

D さんたちは、どんな状態で朝練をしたかったのでしょうか。何度も遅刻してくる C さんのことをどんな風に思っていたのでしょうか。どうして欲しかったのでしょうか。

(2) 場面 11 で大きな声で笑った 15 名ほどの生徒たち

15 名ほどの生徒たちは、なぜ「大きな声で」笑ったのでしょうか。どんな気持ちだったと思いますか。

(3) 場面 13 の A さん

なぜ A さんは、C さんをかわいそうと思いながらも笑顔になってしまったのでしょうか。

(4) 場面 8 と場面 14 の B さん

なぜ B さんは、C さんを怒らなかつたのでしょうか。みんなが D さんたちのモノマネを笑っていても、特に笑うこともなく、みんなの様子を静かに見ていたのはなぜでしょうか。どんな気持ちだったと思いますか。

(5) 場面 16 の C さん

C さんは、何度も遅刻する自分をどう思っていると思いますか？また、みんなに避けられるようになって、どんな気持ちだと思いますか。

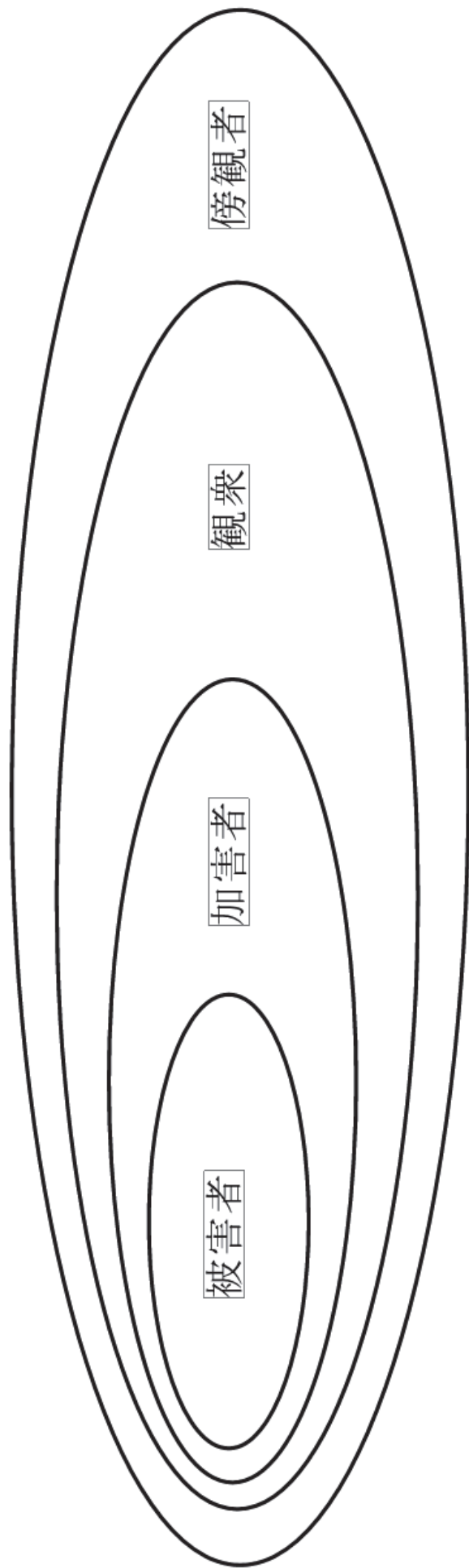
2 ワーク 2

C さんが場面 1 6 の状況に置かれてしまうことを避けるため、自分が以下の登場人物だったら、どの時点でどんなことをしますか。場面を 2 つ選び、書いてみましょう。

人物	どの時点	どんなこと
(例) A さん	1 5	他の友達に「C さん大丈夫かな？」と相談する。
A さん		
B さん		
D さん		
大声で笑った 1 5 名		

以上

【揭示用】 四層構造の図



いじめの四層構造（森田洋司）より

3 モデル実践授業後の感想

〈小学校1・2年生〉*P33～37参照

- ・自分がやられていやなことはしない。
- ・いじめをしている人がいたら、勇気をもって大人に言う。
- ・友達が悪いことをしていたら注意する。

〈小学校3・4年生〉*P38～46参照

- ・みのるが言っていることって人を傷つけるりっぱないじめだ。
- ・ゆうじが悲しそうだよ。それはいじめだと思うよ。
- ・かわいそう。あとで先生に言おう。

〈小学校5・6年生〉*P47～54参照

- ・できるだけ止めに入る。できなくても友達と一緒に先生や大人に助けを求める。
- ・見て見ぬふりはしないで、友達や大人に協力してもらおう。
- ・勇気をもってだめなものはだめだと言うようにしていきたいです。

〈中学校〉*P55～61参照

- ・学校生活だけではなく、部活動の場面でもありえるなと思った。これからは言葉や行動に責任をもって生活していきたい。
- ・学校生活をよりよくするために、相手の気持ちをよく考えて発言、行動をすることが大切だと感じた。
- ・クラスの目標でもある「その言葉、発する前に一步ストップ」が改めて大切だと感じた。

〈高等学校〉*P62～68参照

- ・自分が加害者にも被害者にもなりうる可能性があって怖いと思った。
- ・今回の授業で、いじめはどこからどこまでいったらしっかりと気づいてやめさせたり止めたりしなくてはいけないと感じた。
- ・人への関わり方をしっかりとしないといけないなと思いました。自分は大したことじゃないだろうと思っていても相手は傷ついているかもしれないので、誰に対しても優しくいたいと思いました。

〈教職員（授業者）〉

- ・「いじめを目撃したときに自分ならどうするか」について考える機会があったのはとても良かった。子どもたちも多くの意見が出ていた。
- ・吹き出しへの記入は、直接注意するだけではなく、身近な人に相談することでもできることに気付くことができたのがよかった。
- ・ワークシートと学習支援ソフトの両方は負担が大きい。事前はワークシートで、話し合った結果は学習支援ソフトであれば時間短縮できる。
- ・教材は、モニターで映像を視聴することになる。発問の提示についても、モニターを効果的に使用することで、生徒の思考をより促すことができると思う。
- ・人との関わりについて、いじめと関連付けながら生徒に考えさせ、ワークシートに記入はできた。発言が活発にならなかったため、授業展開に改善の必要があった。

4 評価と分析

前述の感想を見ると、小学生では「勇気をもって大人に言う」（通告）、本人に「いじめだと思う」と言う（仲介）など、傍観者から脱却するような思いを感じる感想が出た。また、中・高校生では「相手の気持ちをよく考えて発言」「自分が加害者にも被害者にもなりうる」など加害者になり得る可能性まで想定したものが出ている。

こうしたことから、模擬授業（法的知識、いじめの基準など）を踏まえ、傍観者脱却などの効果を想定したモデル授業としては一定の効果があつたと評価できる。

一方、こうした結果が、明確にアンケートに表れていない（質問（3）（8）（11）など）ことについては、「IX アンケート結果と考察」でも触れたように様々な可能性を検討する必要があると思われる。

VII 研究のまとめ

VII 研究のまとめ—成果と課題—

1 成果の分析について

本章では、研究の内容の評価分析を総合的に行うことで、研究における成果や課題を明らかにすることを目的とする。

なお、主な評価については後掲のアンケートや模擬授業・モデル授業における感想に基づいている。それぞれの事業における詳細な評価分析については、各ページを参照願うとして、ここでは「Ⅰ 研究の概要」で掲げた「いじめをおこなわない資質・能力」と「コミュニケーションスキル 自己有用感・自己肯定感」の2つの柱に即して述べていきたい。

2 「いじめをおこなわない資質・能力」について

（1）成果と課題

「いじめをおこなわない資質・能力」については、いじめにおける知的理解の程度と深い関係にあると思われる。アンケート項目で言えば（1）～（3）の部分に当たるが、（2）では個別の状況を提示し、これが「いじめ」または「いじめかもしれない」と思うかどうかでいじめの知的理解がなされているかを判定した。

事前アンケートでは（2）における「そう思う」「ややそう思う」の合計値は6～7割ほどで推移するが、幾つかの設問において「そう思う」の数値だけを抜き出すと、下記の通り、設問によって同じ回答集団でもかなりばらつきがあることが分かる。

（2）における設問	低学年	高学年	中学生	高校生
②本人の望まないあだ名で呼ぶ	70%	48%	43%	48%
③他人のものを勝手に触る	61%	28%	15%	19%
⑧嫌がることや危険なことをさせる	76%	58%	55%	59%

これらは、いじめにか否かの統一された判断基準がなく、個人の主観に基づいて回答しているためと思われる。（1）の「いじめ防止対策基本法」について「良く知っている」の割合が1～3割に止まるのと相まって、児童生徒における知的理解の不足が強く推察された。

しかし、これらの状況は模擬授業・モデル授業後のアンケートの段階では変化があった。まず（2）における設問については、高学年・中学生については顕著な上昇がみられた。高校生に関しても全体的に微増している。これは模擬授業の感想に見られるように、「いじめの基準」「いじめの法律」について児童生徒が覚知したことに依る可能性がある。高校生についても一連の事業の影響があったと思われるが、小学生・中学生と比較してすでに価値観や考え方が定まっている発達段階であり、考え方を大きく変えるには至らなかったと考えるべきであろうか。他方、低学年についてはアンケートの部分でも触れたように、すでに数値が高いこともあるが、高学年や中学生のような伸びは見られなかった。（2）⑩「友達のをふざけて隠す」は微増が見られるが、これは該当学年が「ふでばこ隠し」の模擬授業を

受けたことに由来するのであれば、低学年という発達段階上、授業で取り扱ったものは意識するが、他の事項に応用することはできないという見方ができるであろう。

また、設問（３）は傍観者からの脱却について、児童生徒の変化を見取る設問であったが、事前・事後と比較してやや好転したものの特筆すべき大きな変化はなかった。

（２）今後の見通し

低学年について、いじめの知的理解を浸透・定着するためには、可能な限り複数の具体的な事例を提示しながら、いじめの定義に触れ、様々ないじめ事例を汎化できる能力を育成していくことが有効であろう。

傍観者からの脱却については、周囲の児童生徒がいじめを認識しながらも傍観者でありつづけることが、被害者を、重大事態をはじめとする深刻な状況に追い込むことを考えれば、本県における喫緊の課題であると言えるだろう。

対策としては、各モデル授業で扱ったように、「仲裁者」となる以外の傍観者脱却の方法については、より具体的にロールモデルを提供することが重要であろう。一般に道徳科の教科書等で取り上げられる「仲裁者」としての姿は、傍観者脱却のモデルとしては明確であるものの、児童生徒に大きなリスクを伴う可能性がある。授業などで協議やロールプレイなどを織り交ぜ、例えば被害者に対して「相談に乗って励ます」「一緒に信頼できる大人のところに相談に行く」「教師に通告する」など、児童生徒がその重要性を理解し、そして実行することのできる形を、授業実施時に限定せず、繰り返し提供する必要がある。

3 「コミュニケーションスキル 自己有用感・自己肯定感」について

（１）成果と課題

アンケートの設問（１２）～（１４）は自己有用感・自己肯定感について問うものであったが、項目によっては高学年・中学生の数値が上昇した。学校・学年・各担任の学級経営の成果もあると思われるが、一方でアンケートの部分でも触れたように、各校が実施している地域行事や異校種交流・異学年交流の成果とも考えられる。なお、低学年では大きな変化は見られなかった。

また、２つの柱のうち、自己有用感・自己肯定感について、地域や保護者との連携も事業の１つとしたが、学校の強い希望により、有識者による保護者向けオンライン講演を実施することができた。これは、当該校のみでなく、協力校の所在する茂原市内の小中学校の保護者であればだれでも参加できる型式とし、「いじめの法的理解」について、保護者とも共通理解を図る機会を得ることができた。

（２）今後の見通し

自己肯定感・自己有用感については、一部の項目における効果にとどまったものの、他学年・他校・地域といった「他者」によって評価されるといった行為は、「自分が誰かの役に立っている」ことを実感し、それが自己肯定感・自己有用感に

つながる¹。これらの取り組みは高等学校において、特に実業系の学科ではより顕著であり、報道機関にも取り上げられる機会が多く、学習意欲とともに自己肯定感・自己有用感の高揚につながったであろう。

そのため、各市町村・地域の特長や学校体制に合わせ、また教職員の働き方改革などにも鑑みつつ、「児童生徒が主体的に行動し、それが他者に評価される」という場を、今後も設定し続ける必要がある。

¹ 「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」（こども家庭庁・文部科学省 2025.11）

VIII 法令等

VIII 法令等

1 いじめの問題に対する施策（文部科学省）

〈内容〉

- ・法令、いじめの定義、防止等に向けた基本方針、重大事態ガイドライン、通知、事例集等、各種会議、その他（いじめサイン発見シート、SOS ダイアルなど）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm



2 いじめの重大化を防ぐための留意事項集（こども家庭庁・文部科学省）

研修用事例集

〈内容〉

- ・いじめの重大化を防ぐための対応 ・いじめの重大化につながり得る要素・特徴といった観点から分析し、得られた留意事項が掲載されている。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235b378f-fa6a-4d86-9703-7d77004d6ce6/20d9a176/20251107_councils_ijime-judaikayoin_04.pdf



3 「いじめ」をなくすために（法務省）

〈内容〉

- ・いじめの形態や特徴、いじめのサインを見逃さないために、こども人権110番やSNS相談、漫画で考える「人権」やこどもの権利条約、啓発動画が掲載されている。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00155.html



4 いじめ防止指導資料集、リーフレット等（千葉県教育委員会）

〈内容〉

- ・教職員向けいじめ防止指導資料集、いじめ防止啓発リーフレット、いじめ防止啓発カード（教職員向け・保護者向け・児童生徒向け）、スマートフォンの適切な利用に向けて

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/seitoshidou/ijimemondai/sidoukeihatusiryoku.html>



5 千葉県いじめ防止基本指針（千葉県教育委員会）

〈内容〉

- ・平成29年3月に、国のいじめ防止等のための基本的な方針が改定されたことや、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されたことを受け、より県内のいじめの実情にあった基本方針となるように見直しを行い、改定をした。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/kihonhoushin.html>



6 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

（千葉県教育委員会）

〈内容〉

- ・児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、暴力行為、いじめ、長期欠席、高等学校の中途退学、令和6年度調査の本県分（千葉市を含む公立学校）を取りまとめたもの。

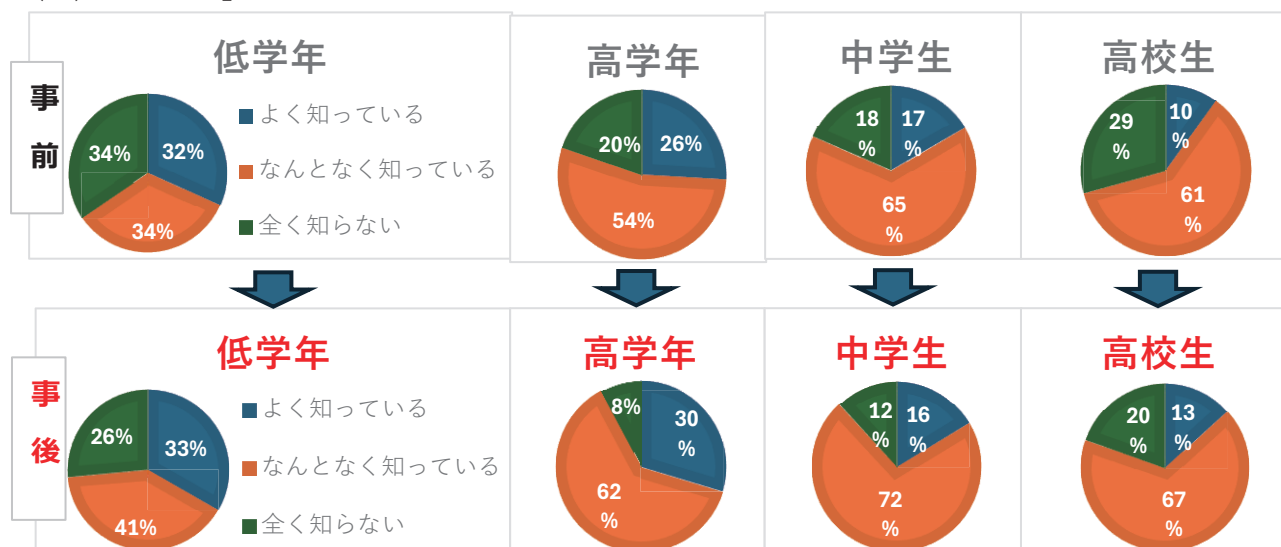
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/monkouchousa.html>



IX アンケート結果と考察

IX アンケートの結果と考察

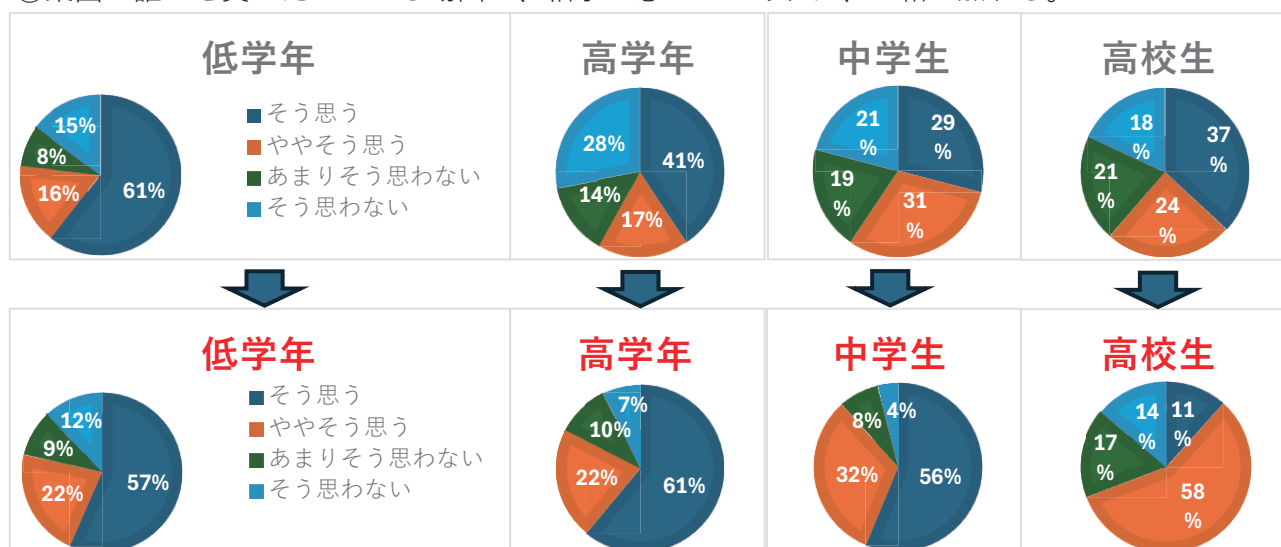
(1) 「いじめ」についての法律を知っていますか？



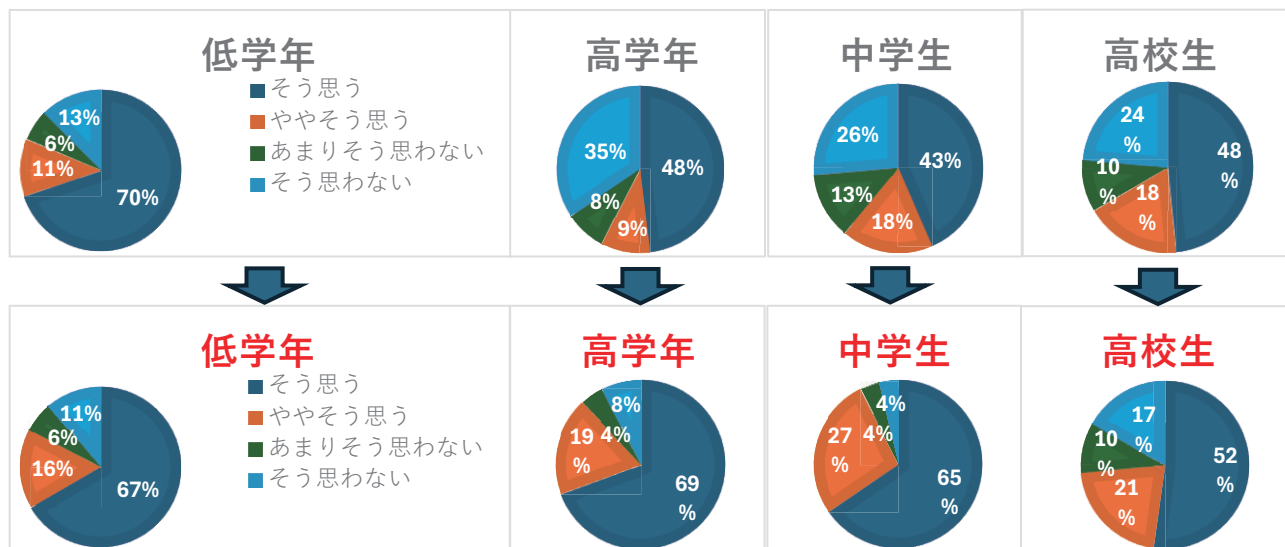
全学年で、いじめについての法律があることへの認知が向上した。小学校高学年、中学生及び高校生に対し、模擬授業で「いじめ防止対策推進法」に触れたためと考える。低学年では授業で法律を扱うことはなかったが、教職員研修や上学年きょうだいへの授業により、教室や家庭で話題になることがあったのではないかと推察する。

(2) 次のことは、相手の心や体が傷ついたり、嫌な思いをしたりしたら、「いじめである」または「いじめかもしれない」と思いますか？

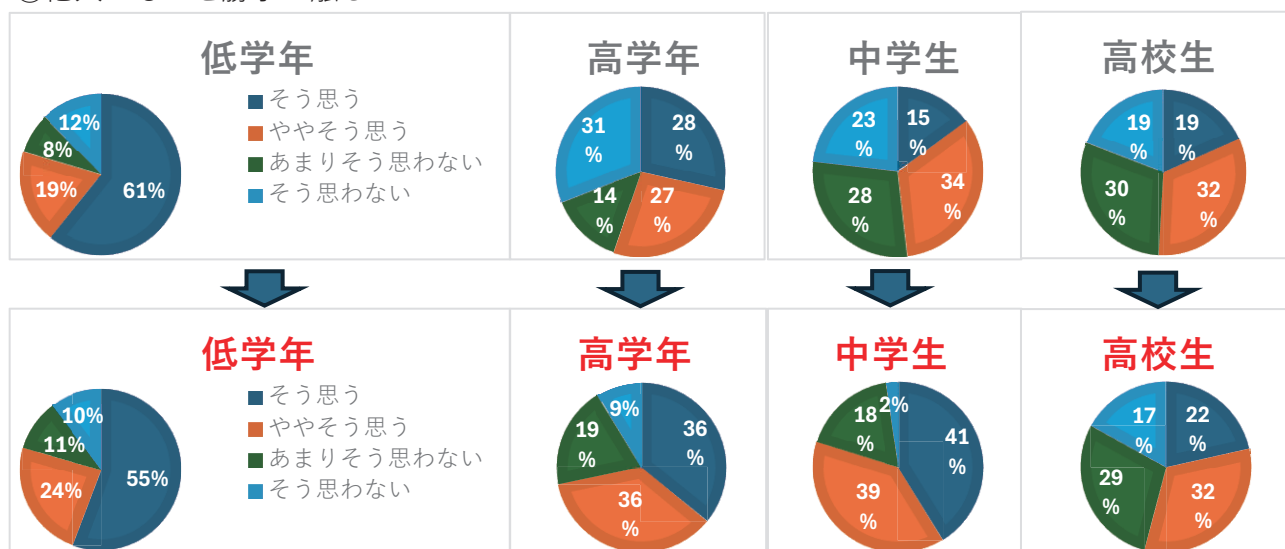
①集団で誰かを責めたてている場面で、相手が悪いのであれば、一緒に加わる。



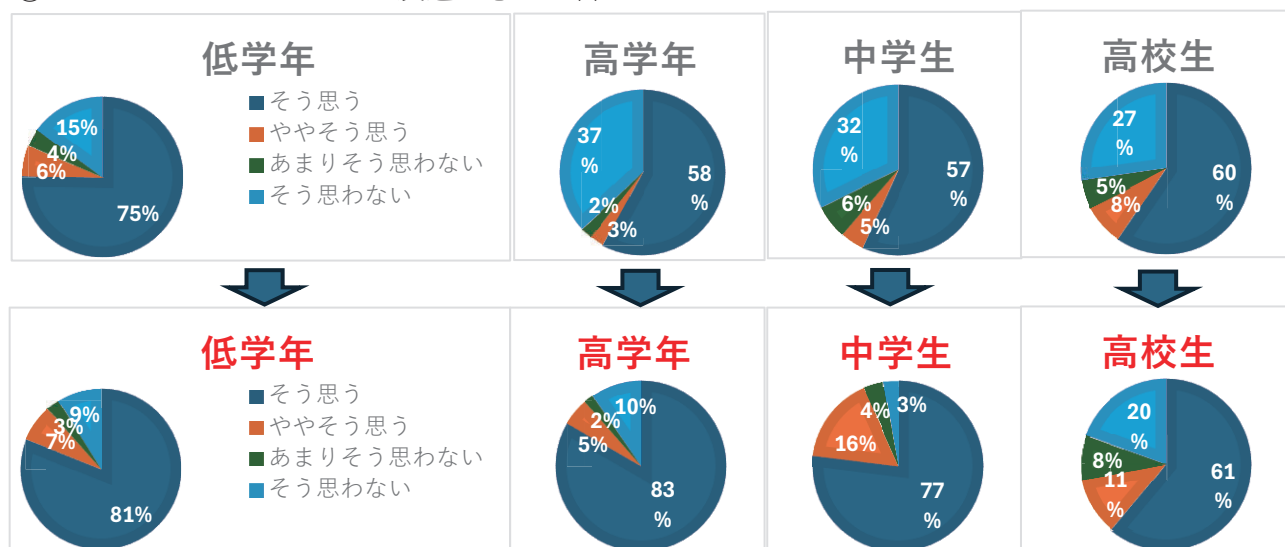
②本人の望まないあだ名で呼ぶ



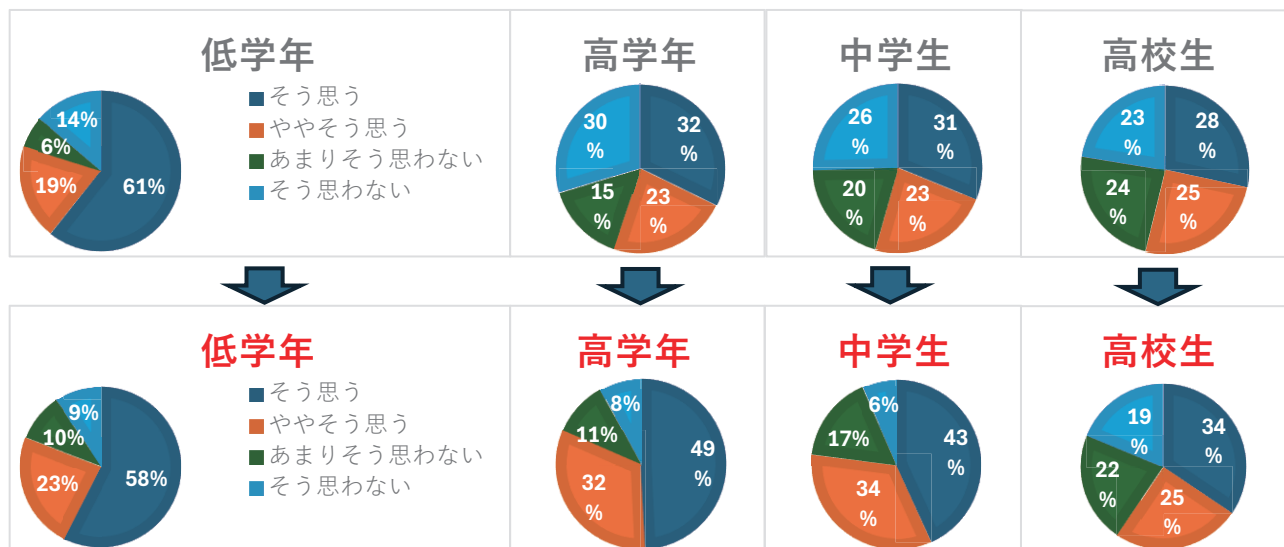
③他人のものを勝手に触る



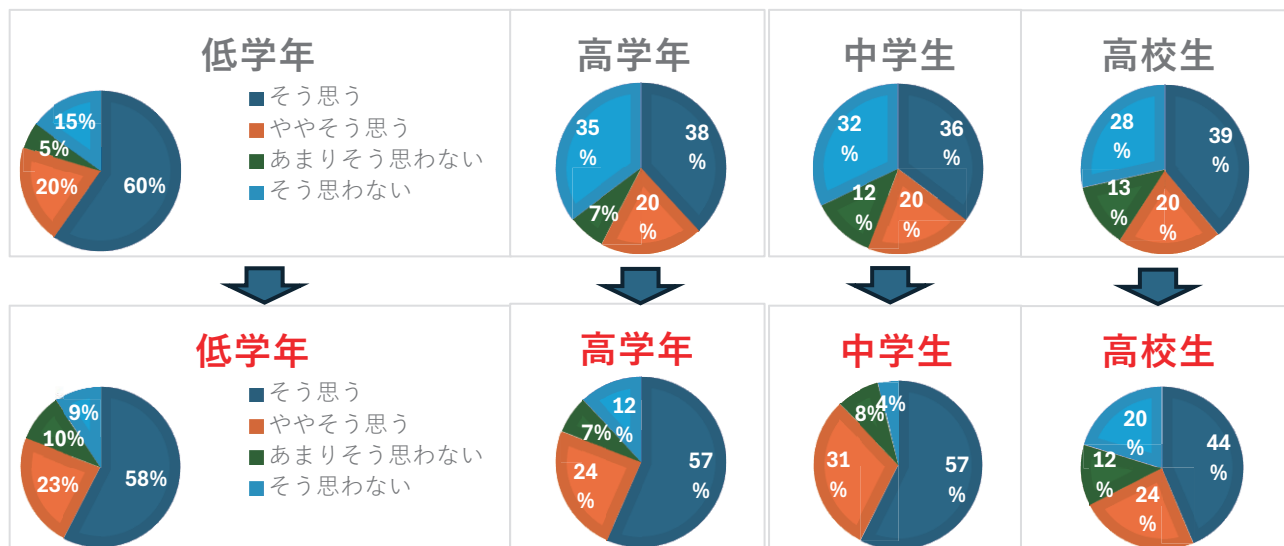
④SNSやメッセージアプリで友達の悪口を書く



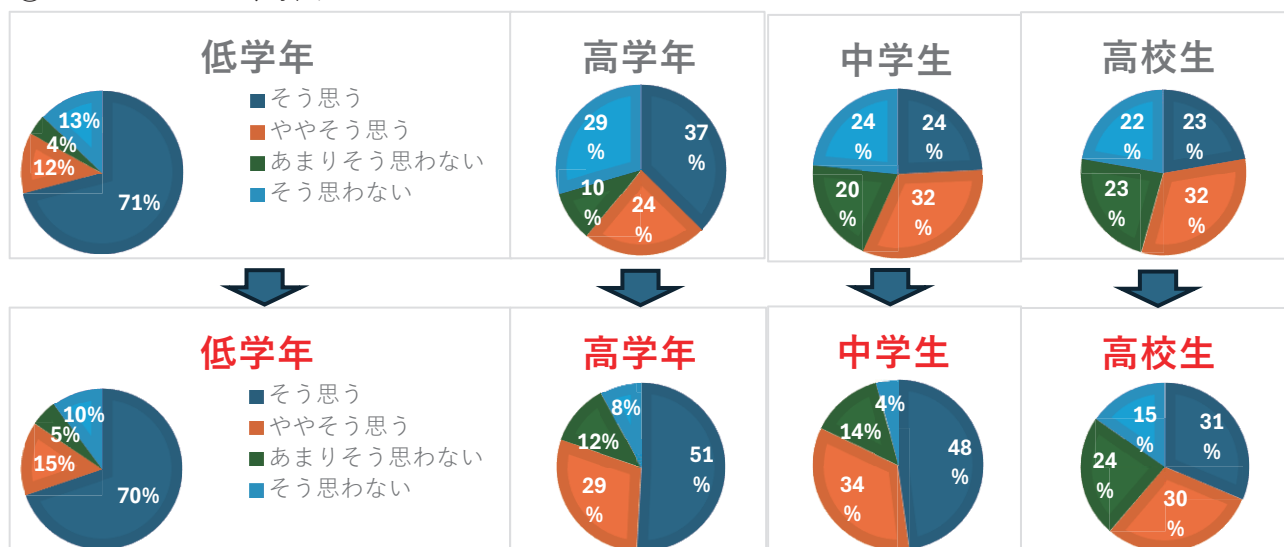
⑤嫌なことをしてきた相手を強く叩く



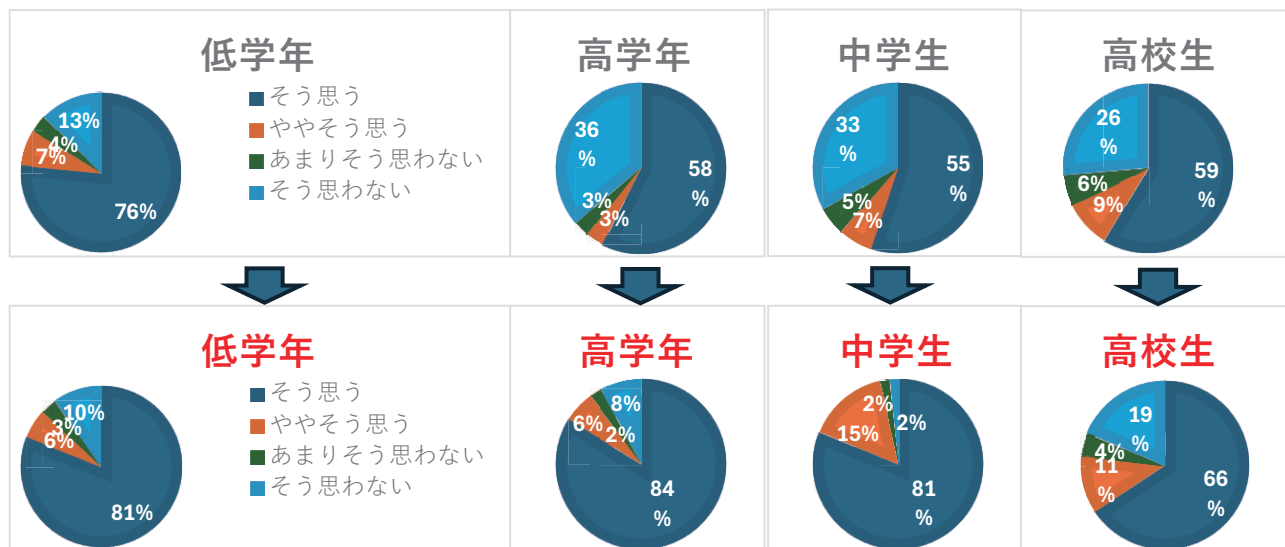
⑥先生や大人に相談したことを「告げ口した」と責める



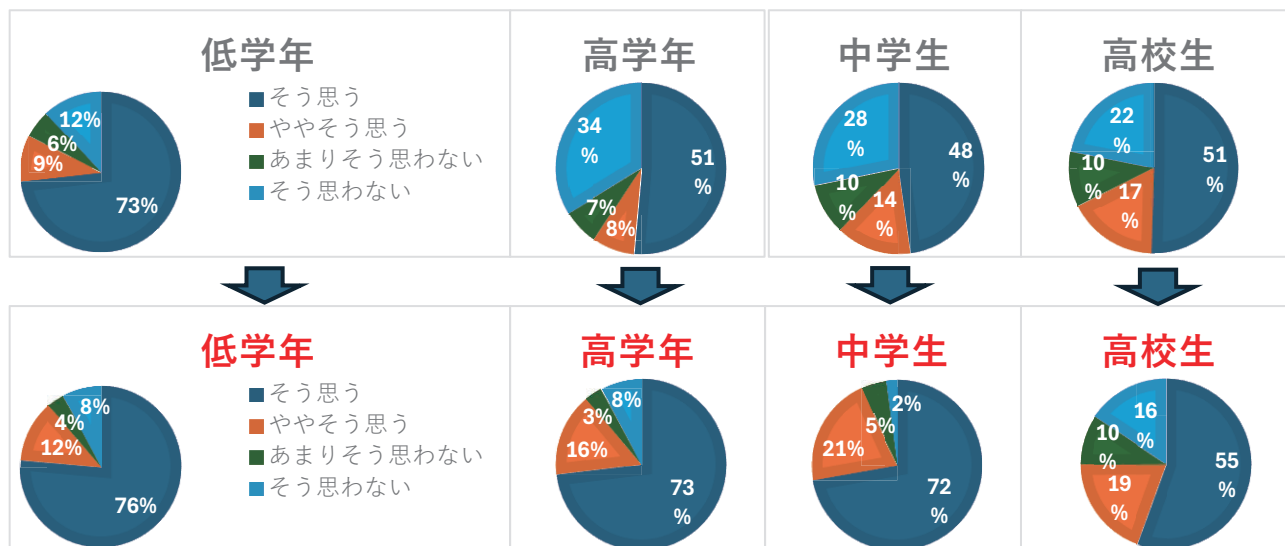
⑦ふざけてたたく、押す



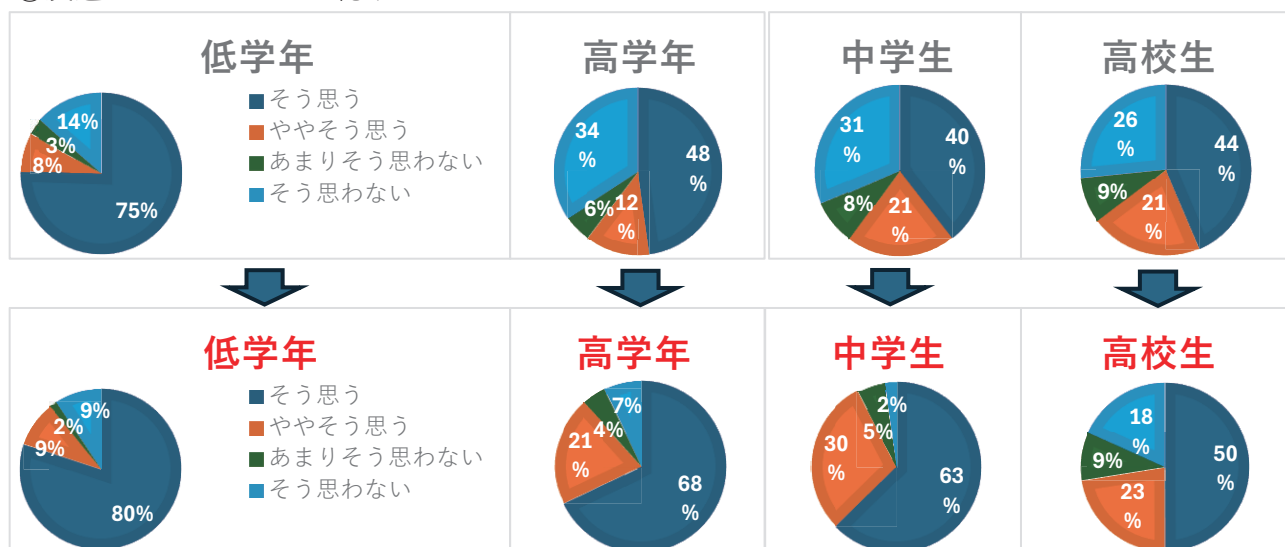
⑧嫌がることや危険なことをさせる



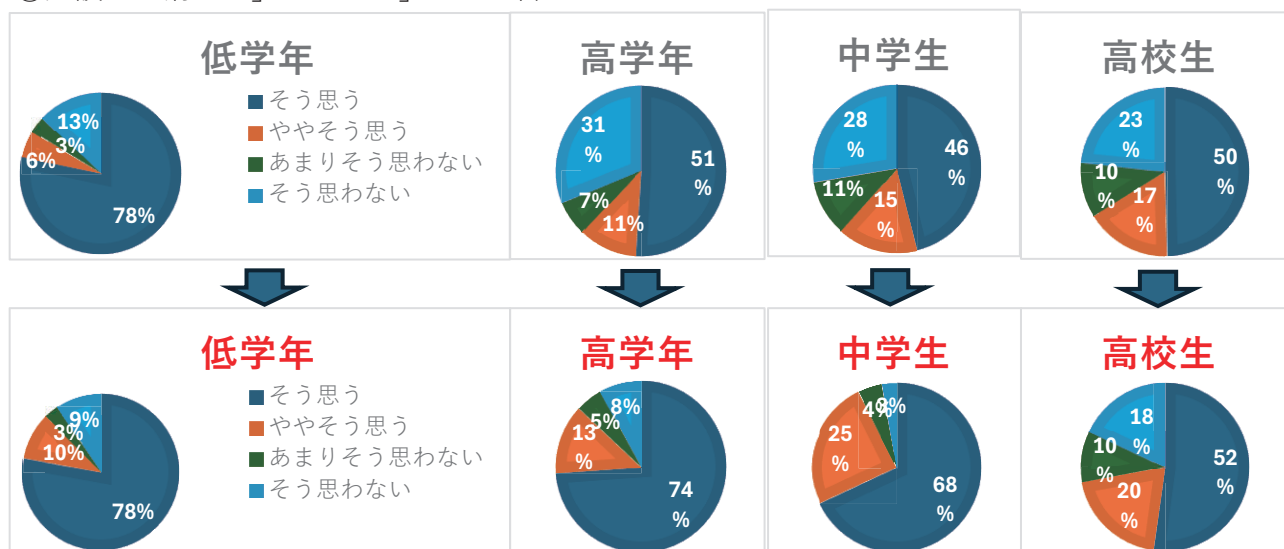
⑨見た目や性格、行動についてからかったりいじったりする



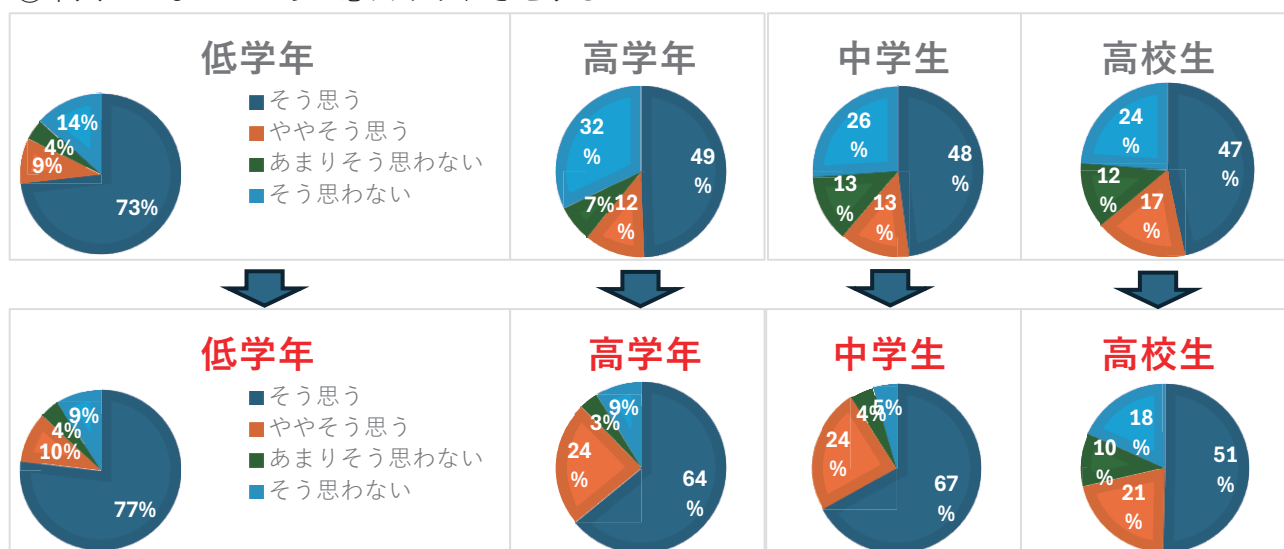
⑩友達のをふざけて隠す



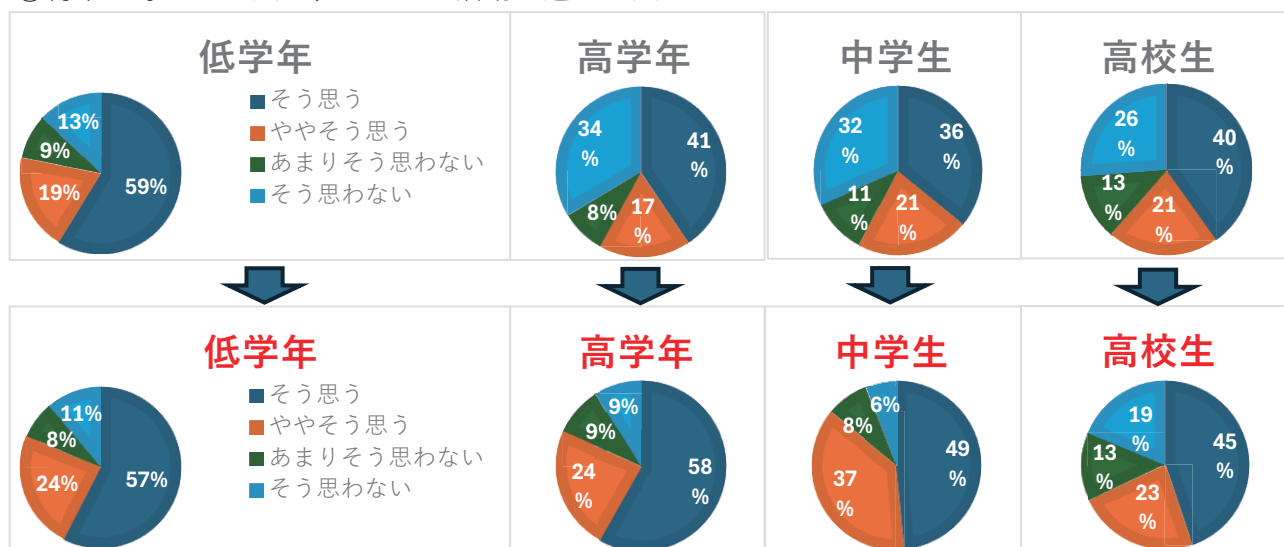
⑪冗談で「消えろ」「きもい」などと言う



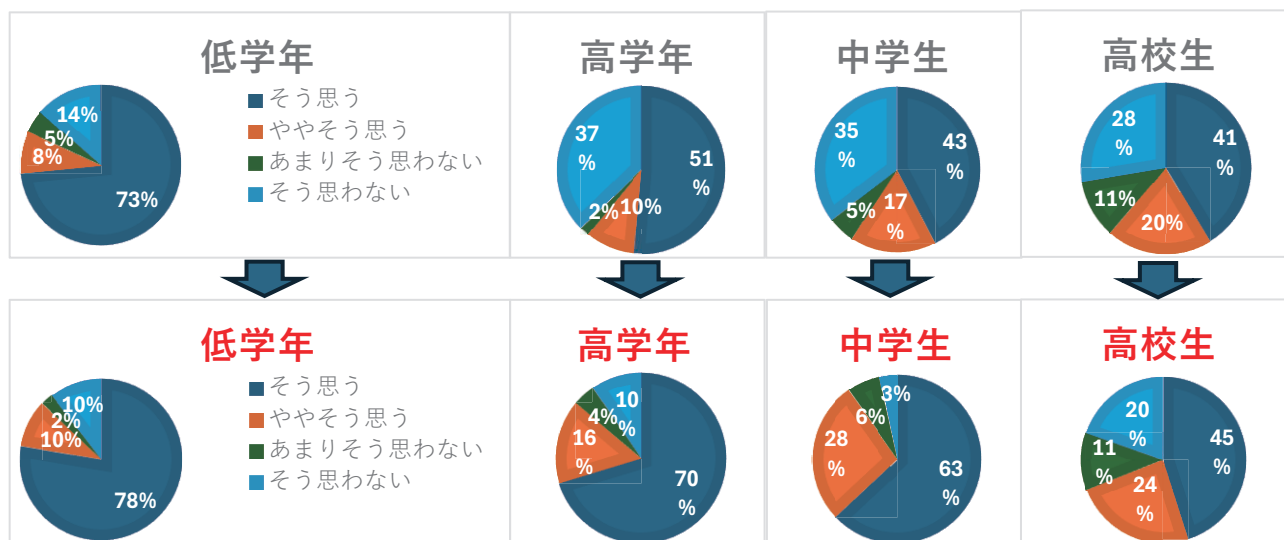
⑫本人のいないところで悪口やうわさをする



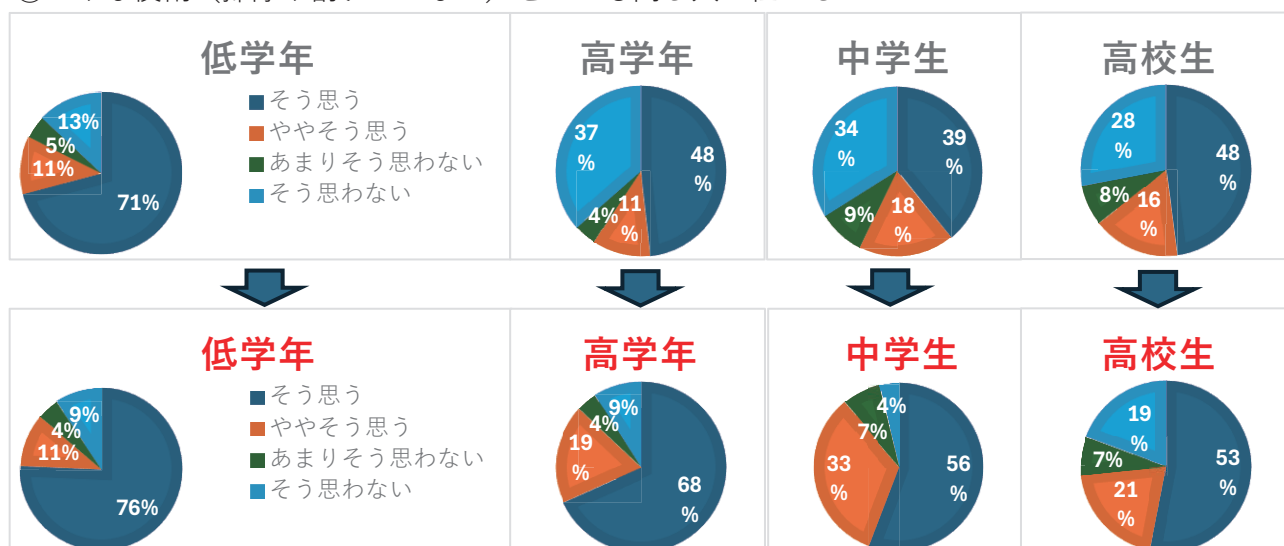
⑬約束を守らない人を、グループ活動や遊びに入れない



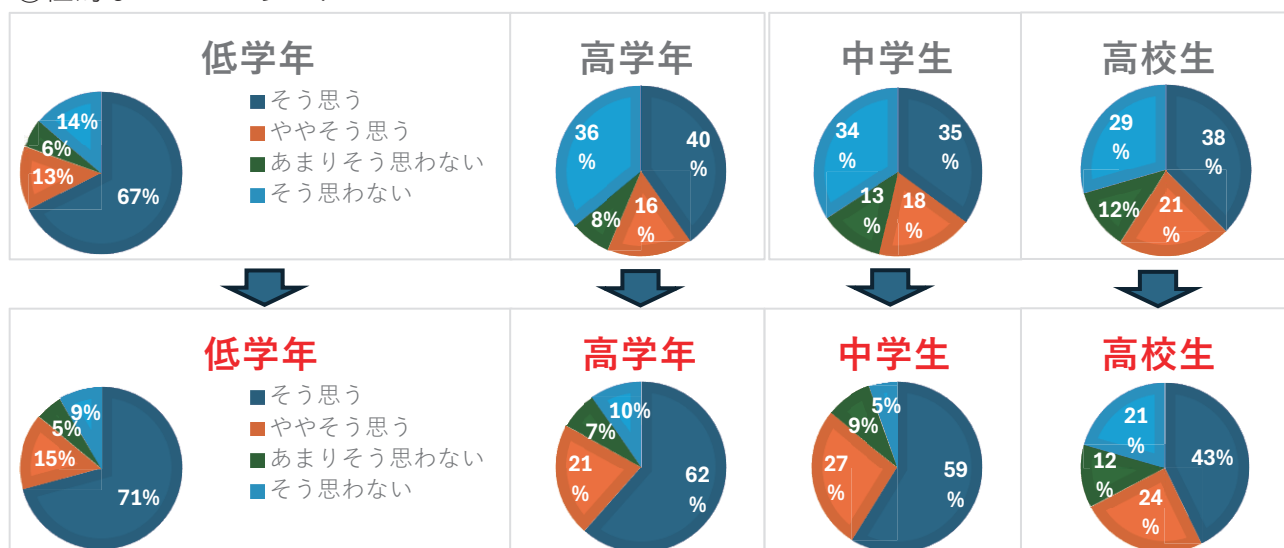
⑭ 友達の動画や写真を勝手に撮りSNSにアップする



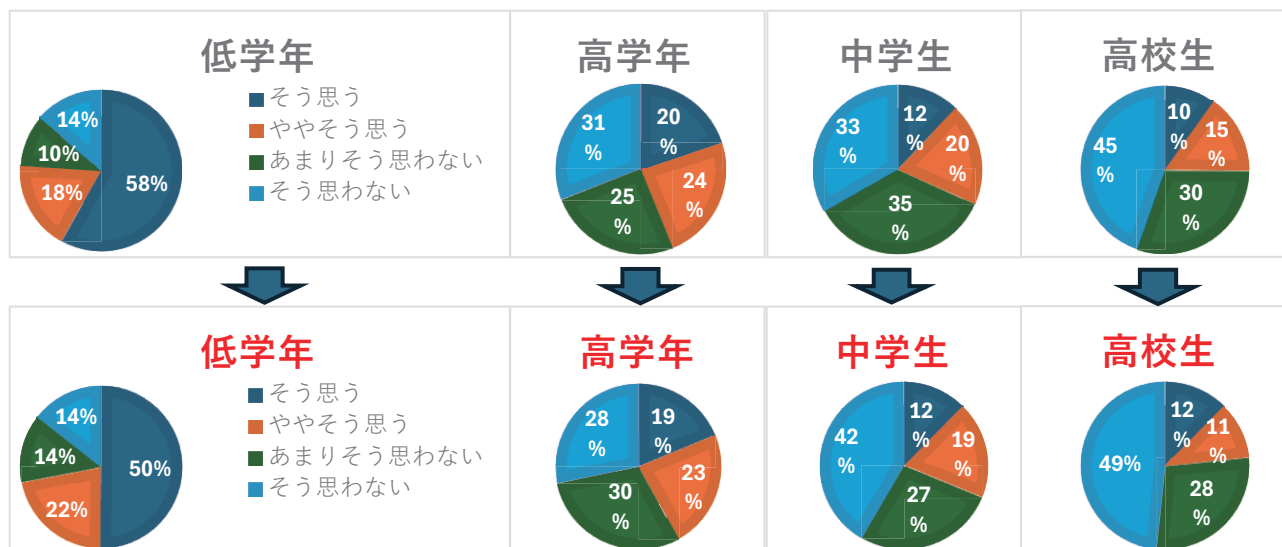
⑮ いやな役割（掃除や罰ゲームなど）をいつも同じ人に任せる



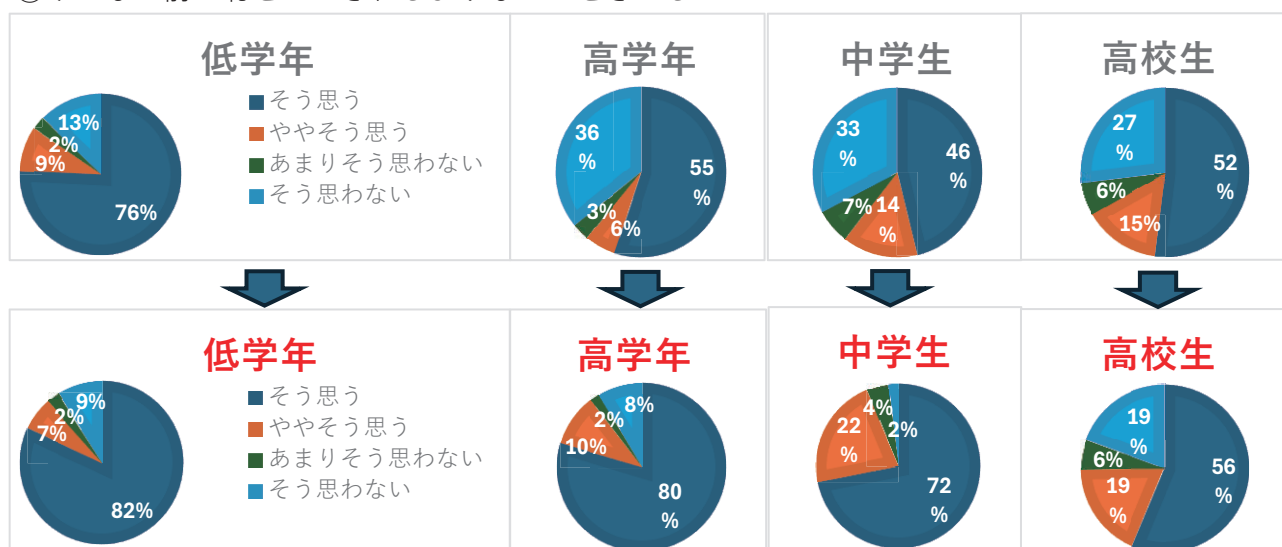
⑯ 性的なことでもからかう



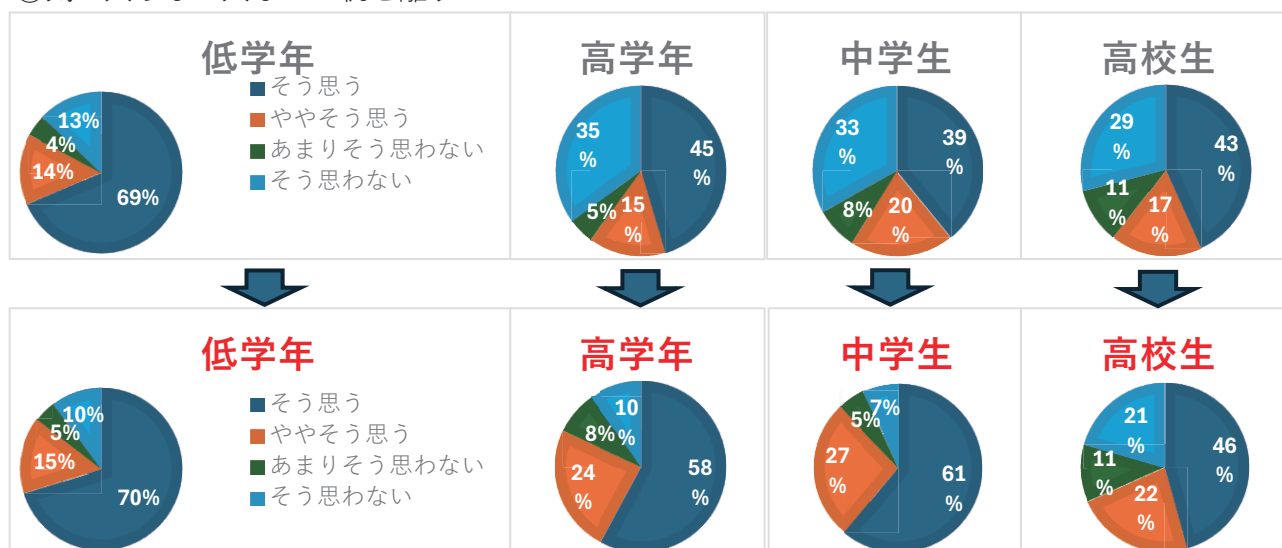
⑰言葉や行動には表さず、心の中で、「馬鹿」「うざい」と思う



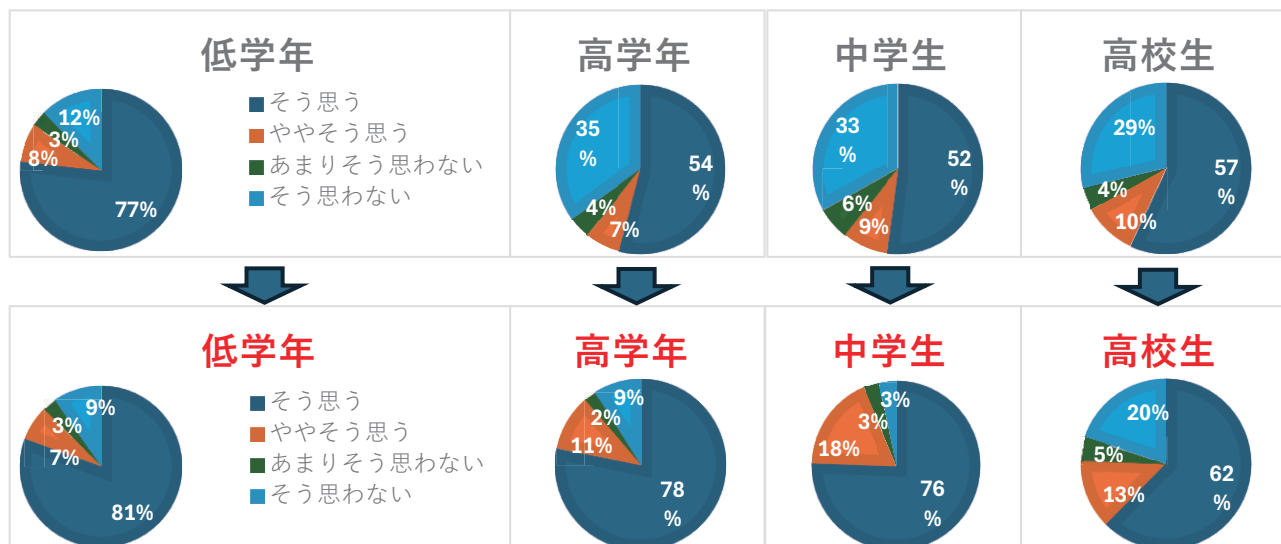
⑱みんなの前で恥をかかされるようなことをさせる



⑲気に入らない人なので机を離す



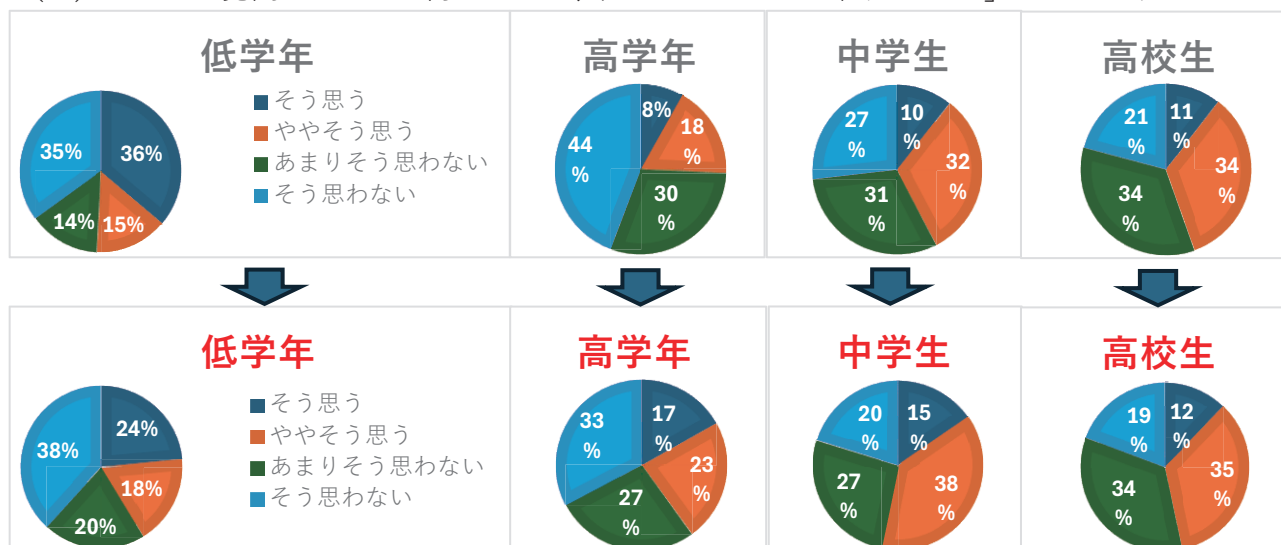
②⑩ 友達や家族のことを悪く言う



小学校高学年、中学生及び高校生では、どの項目においても「いじめである」という回答率が高まった。特に、小学校高学年及び中学生で顕著であった。「相手が苦痛を感じたものはいじめ」との理解により、相手が悪いからなどの理由があったとしても、ふざけただけであっても、「いじめである」との認識が高まったためと思われる。高校生においては、これまでに形成された価値観などから、理解はしたが自身の認識を変容するまでには至らなかった生徒がいると思われる。幼少期からの継続した指導が必要である。

一方、小学校低学年では、事前の回答段階において「いじめである」という回答率が高かったこともあるが、全般的に変容はあまり見られなかった。ただ、「友達のことをふざけて隠す」項目においては、「いじめである」という回答率が高まった。これは、模擬授業において筆箱をかくすゲームを、特別の教科道德の授業において上履きをかくす場面を扱ったためだと考える。それ以外の場面での変容が見られないため、具体的な場面を取り扱う学習の積み重ねが必要だと言える。

(3) いじめを見聞きしても「何もしない、声をかけないのは仕方ない」と思いますか？

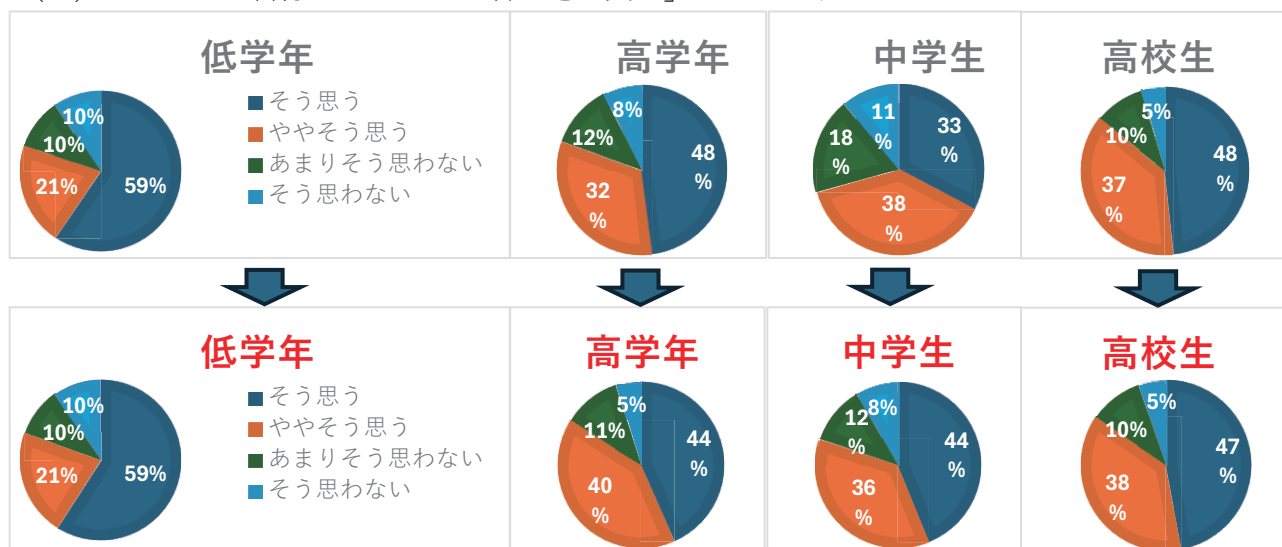


(3) 「何もしないのは仕方がない」という傍観意識

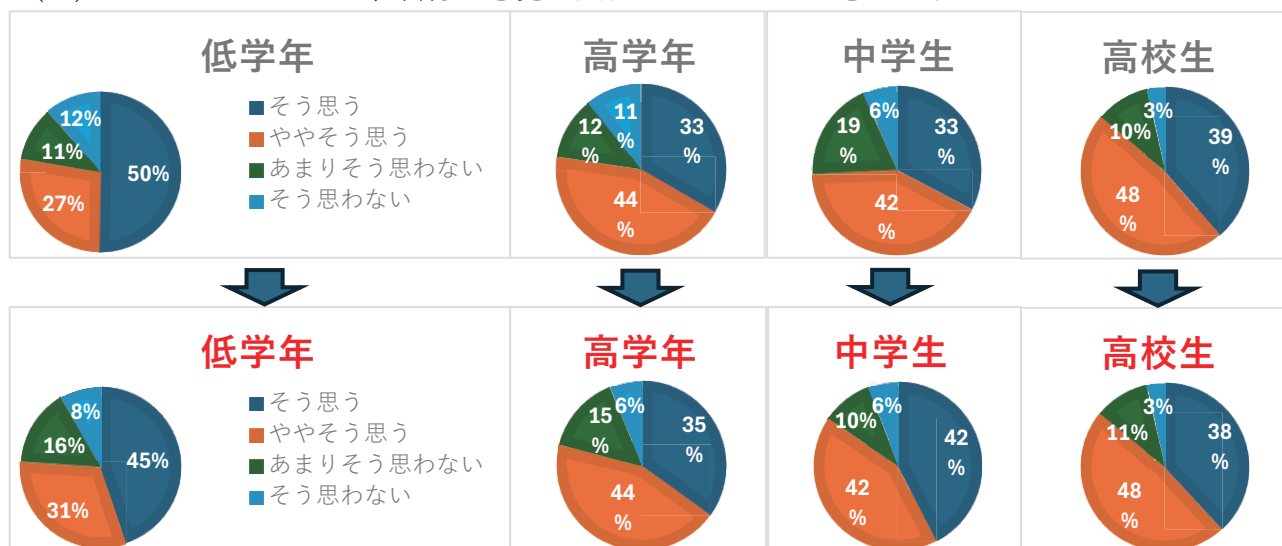
低学年では、事後に「何もしないのは仕方がない」と考える割合が減少した。一方、高学年・中学校では増加が見られた。低学年向け指導では、「いじめは許されないこと」の理解が進み、傍観を抑制する方向に作用したと考えられる。

一方、高学年・中学校では、いじめの四層構造を学び、傍観者も構造の一部であることを理解したことで、「何もしなかった自分」を振り返る内省が深まった可能性がある。直接的にいじめを止める難しさに気付いたこと、過去の行動を正直に評価する自己認識の表れとも取れるが、傍観者からの脱却について、様々な役割があることを繰り返し指導していく必要がある。

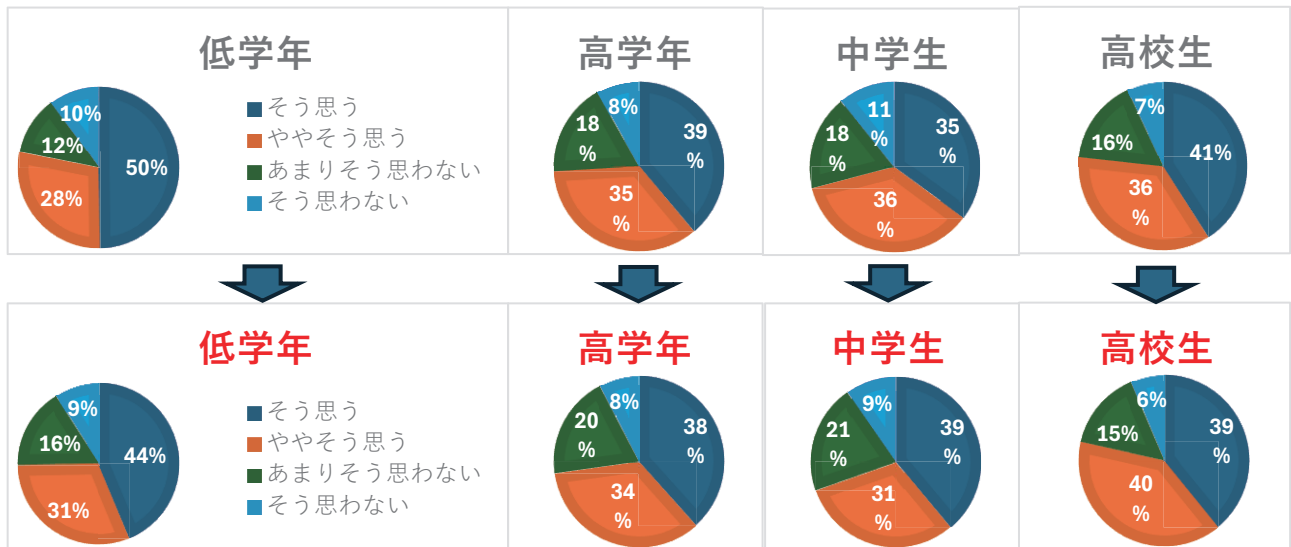
(4) あなたは自分のクラスが「居心地が良い」と思いますか？



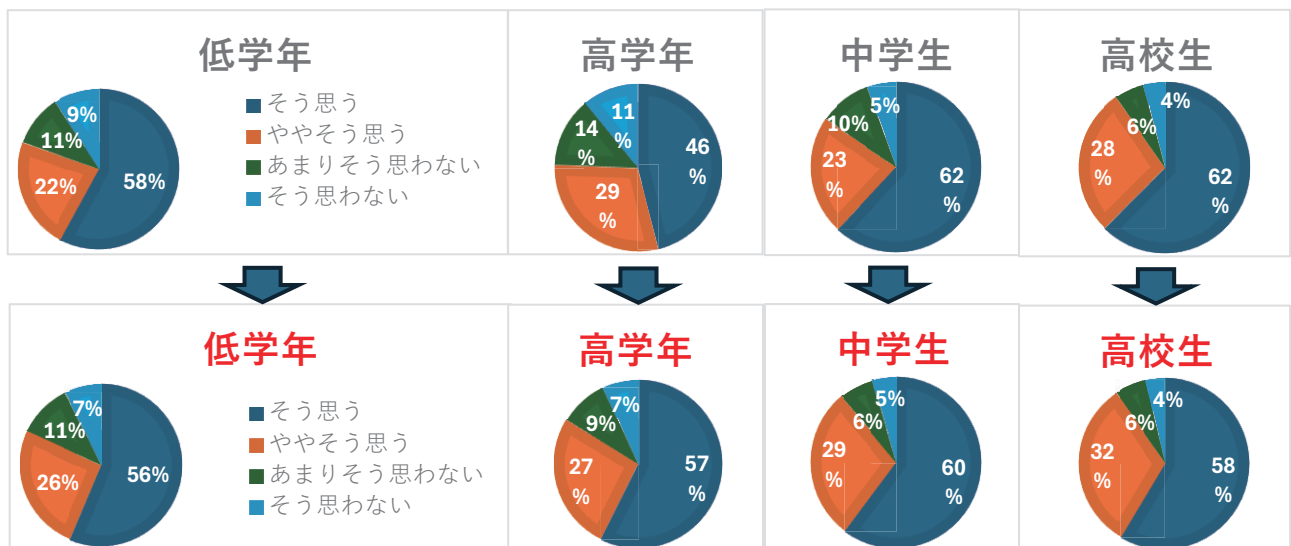
(5) あなたはクラスで、自分の意見が大切にされていると感じますか？



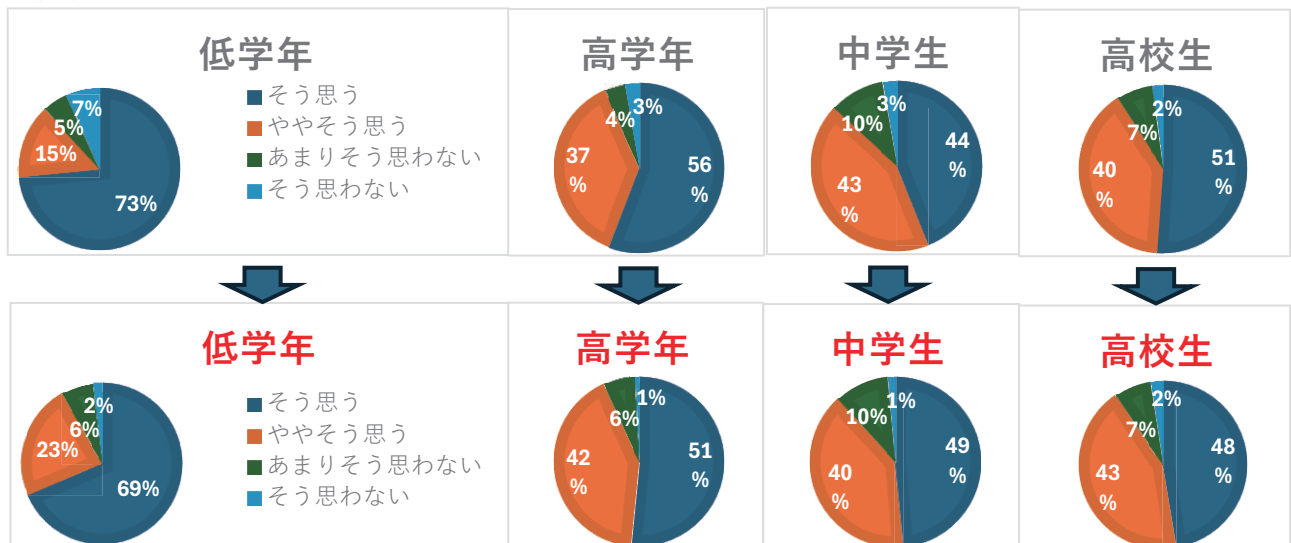
(6) あなたは、クラスの中で、自分の意見を言うことができますか？



(7) あなたは、クラスで困ったことや悩みがあるとき、誰かに相談できますか？

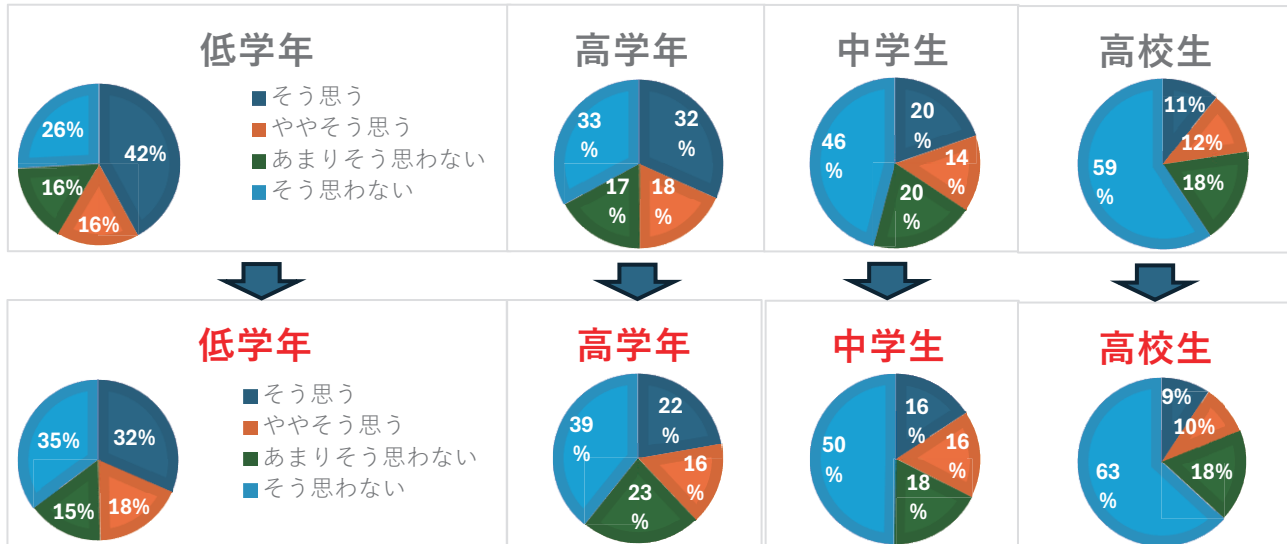


(8) あなたは、クラスの友達が困っているとき、助けることができますか？

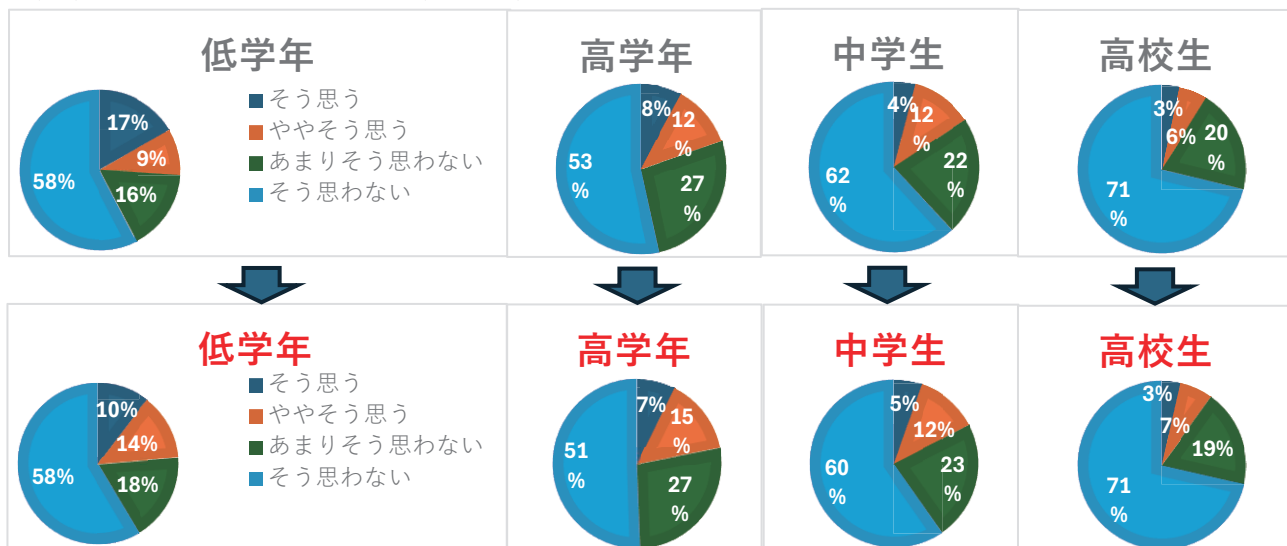


クラスの雰囲気や自己の意見表明等について、中学生で肯定的な回答率が向上した。同一年度内でクラスの居心地の良さを向上させることは、細やかで継続的な指導が必要である。負の言動や小さなサインを見逃さず、即時対応していくことが大切である。

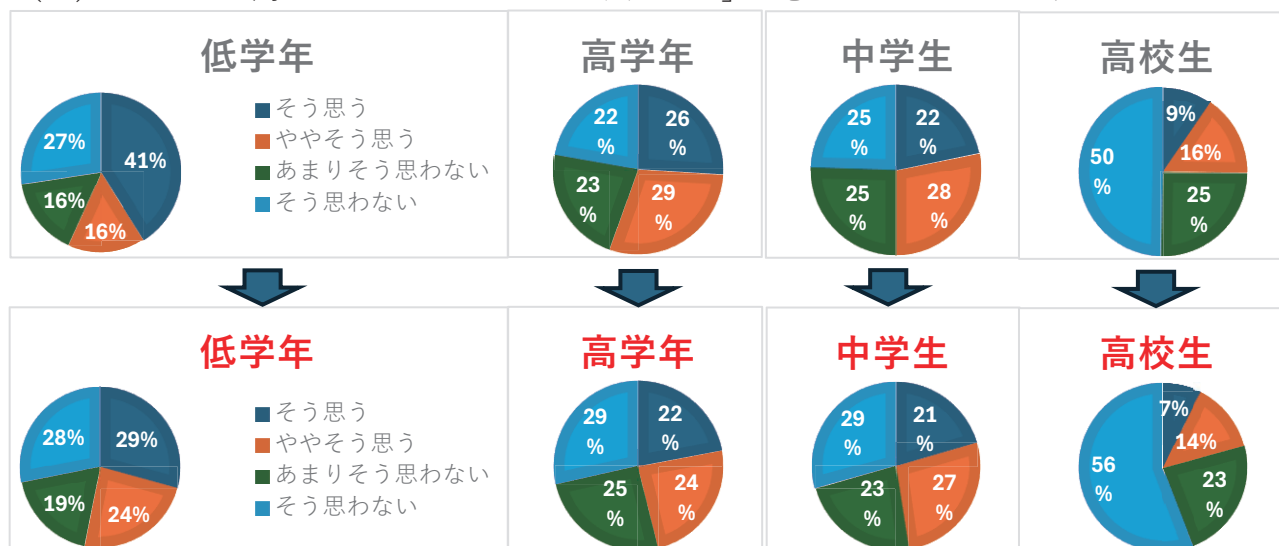
(9) あなたは、いままで（いまでも）「いじめられた」ことがありますか？



(10) あなたは、いままで（いまでも）「いじめた」ことがありますか？



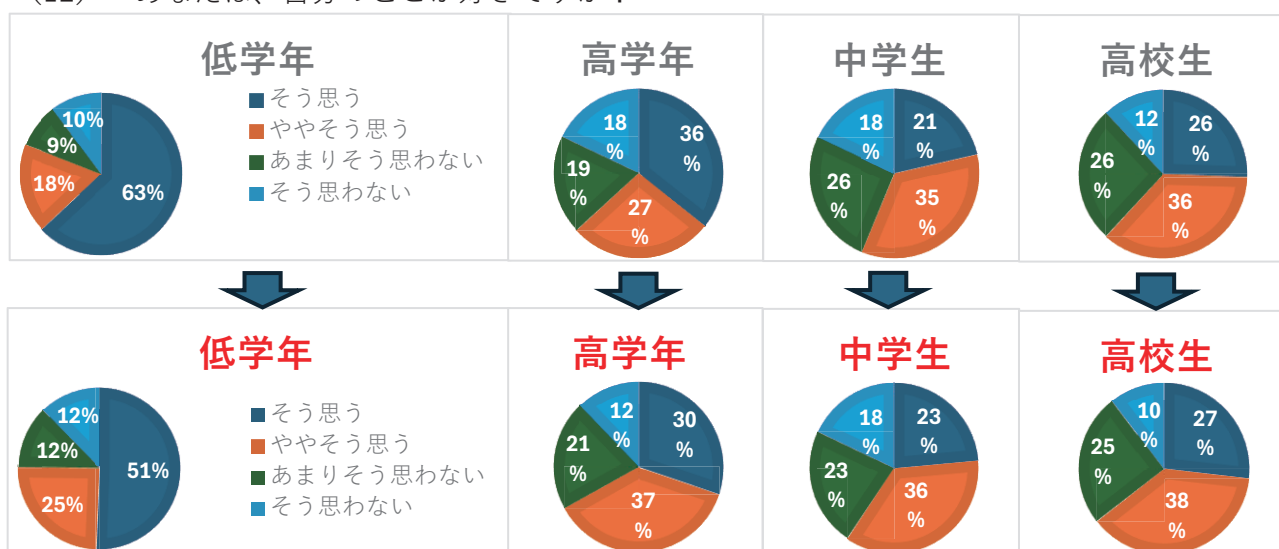
(11) あなたの周りで「いじめられている人がいる」と感じたことはありますか？



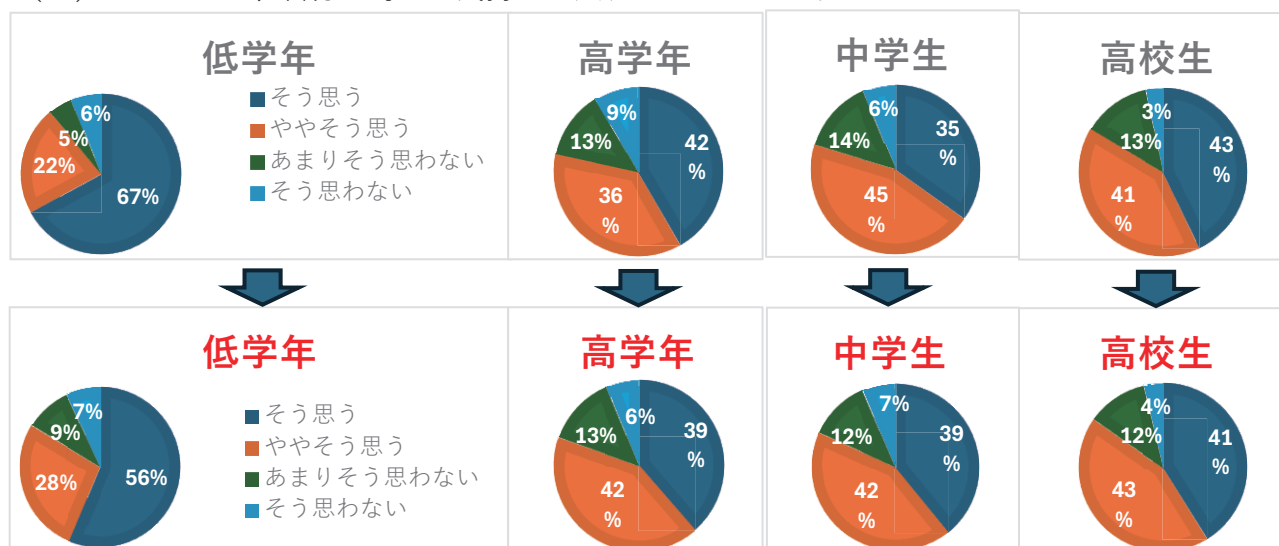
(9) いじめられた経験・(11) 周囲に「いじめられている人がいる」と感じた経験について「いじめられた経験がある」、周囲に「いじめられている人がいる」と回答する割合は、全学年で減少した。特に小学校低学年で顕著であった。

いじめの経験については、今年度に限らずこれまでの経験を踏まえた質問であるが、年間を通して「いじめを許さない」学習に取り組んできたため、直近のいじめの発生数（認知件数より）が減少していることが回答に表れたと考える。ただ、「いじめた」経験者よりも、「いじめられた」経験者及び「いじめられている人がいると感じた」児童生徒の割合が高いことから、引き続き「いじめの正しい理解」を測っていく必要がある。

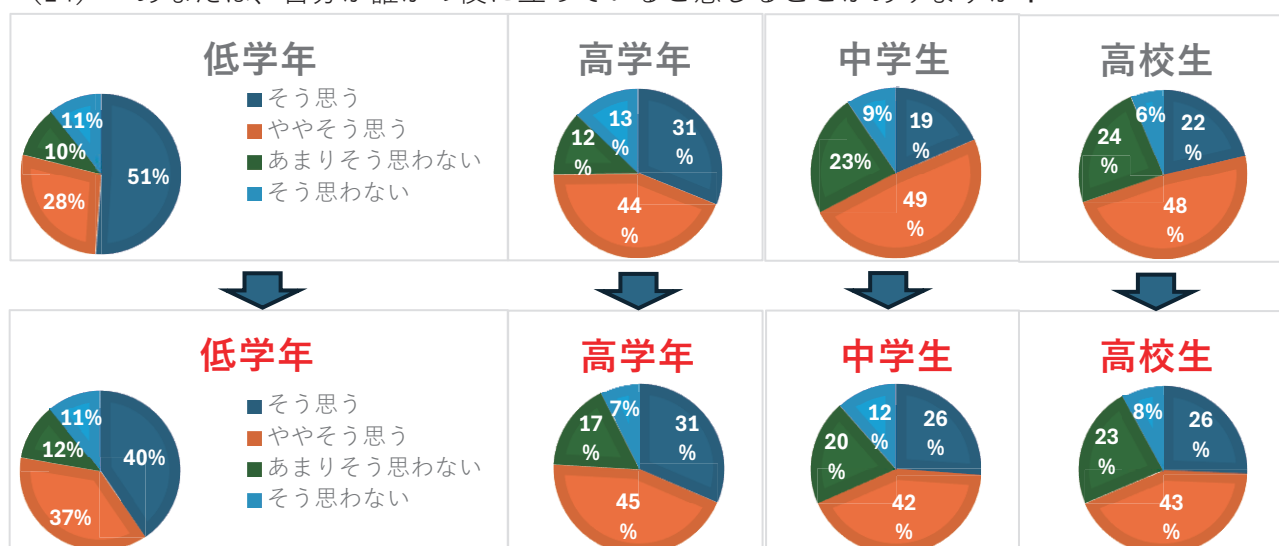
(12) あなたは、自分のことが好きですか？



(13) あなたは、自分の考えや気持ちを大切にできていますか？



(14) あなたは、自分が誰かの役に立っていると感じることがありますか？



(12) ～ (14) 自己肯定感・自己有用感に関する項目

中学生及び高校生では、「自分が役に立っている」かとの問いに「そう思う」と感じる割合が上昇した。地域行事やボランティア、異校種交流を通じた役割を担う経験が、自己有用感の形成につながった結果と考えられる。

【付録】 高校生による異校種交流・地域交流

(「Ⅲ いじめ防止につながる地域や保護者との連携」参照)



● 長生高校
七夕祭りごみ減プロジェクトの様子



● 茂原高校
スポーツフェスにて小学生と交流
(長生高校も参加)



こども遊びボランティア
(地域イベントで、高齢者と昔遊びをする小学生の手伝い)



● 茂原樟陽高等学校
野菜づくり活動 (下記は生徒の感想)

収穫をするとき、小学生が大変そうだったので、手伝ってあげたら「ありがとう。」と言ってきて、人との関わりや優しさの大切さを学ぶことができました。



化学実験出前授業 (下記は生徒の感想)

小学生にわかりやすく、理解できるように説明できるか不安でしたが、よく聞いてくれたので頑張ろうという気持ちになりました。

あ と が き

本資料は、令和7年度に文部科学省の「令和6年度いじめ対策・不登校支援等推進事業」において委託を受けて行った「千葉県いじめ未然防止事業」の成果を県内に周知することを目的に作成したものです。全ての児童生徒がいじめの被害者にも加害者にも、そして観衆や傍観者にもならず、いじめの根絶を目指し、健康で安全な学校生活を送ることを目指しています。

本書が、上記の目的を共有する全ての学校で活用され、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の一助としていただきますようお願いいたします。

〈千葉県いじめ未然防止事業検討協議会委員〉※名簿順

阿部 学	敬愛大学 教育学部／准教授
真下 麻里子	宮本国際法律事務所／弁護士
桑田 美和	児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室／室長
鈴木 加奈子	学習指導課教育課程指導室／指導主事
塚本 義雄	児童生徒安全課生徒指導・いじめ対策室／いじめ重態事態調査員
森 真琴	児童生徒安全課不登校児童生徒支援室／

スクールカウンセラースーパーバイザー

〈研究協力〉

千葉県立長生高等学校
千葉県立茂原高等学校
千葉県立茂原樟陽高等学校
茂原市立茂原中学校
茂原市立茂原小学校
茂原市立萩原小学校
東上総教育事務所
茂原市教育委員会

〈事務局〉

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課
課長 志村 修一
人権教育班
指導主事兼人権教育班長 井上 明人
指導主事 石橋 一展 佐藤 俊之 伊藤 圭祐
主事 間坂 浩一郎

〈表紙・裏表紙の絵〉

古山 笑穂 茂原市立萩原小学校 4年

千葉県いじめ未然防止事業成果報告書

発行日	令和8年3月16日
編集	千葉県教育庁児童生徒安全課人権教育班
発行	千葉県教育委員会
	千葉市中央区市場町1番1号

